

自死の予防を実現するために必要な10の状態の取組みの自己評価

・自殺対策を推進するための本市の具体的な取組みについて、自死の予防を実現するために必要な状態（10の状態）ごとに分類した自己評価を掲載する。

(1) 社会全体レベルに関連する取組み

①自死の要因となり得る多様な問題に対応できる相談窓口や支援の体制が十分に整っていること

・なお、取組みが対応する悩みや困りごとで分類して掲載しており、複数の困りごとに係る事業は重複して記載している。

<健康に関する悩みや困りごと>

○定性的自己評価としては、全62事業のうち、◎が8.1%、○が91.9%、△が0%、×が0%、－が0%となった。

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
1	成年後見制度の利用支援の実施	判断能力が十分でなく、福祉サービスの利用契約や財産管理などの支援が必要な場合で、申立を行う親族などがいない方を対象とした市長による申立や後見人など報酬の助成による利用支援	◎ ・市長申立30件 ・申立費用助成 34件 ・報酬費用助成 50件	引き続き、権利擁護と制度の利用促進に向け、市民向けセミナーの実施や障害・高齢に関する一次相談窓口職員への権利擁護講座の開催を行うことで、市全体の権利擁護に関する意識を高めていく。 また、個別支援においても権利擁護チーム支援会議の継続をはじめ、弁護士等専門職の派遣しタイムリーな事例検討や、成年後見総合センターと専門職による窓口相談会の設置を実施し支援の充実に努めていく。	健康福祉局 各区
2	障害者差別解消相談の実施	各区保健福祉センターへの専門職員配置による障害者差別の解消に関する相談支援の実施	○	相談員の配置により相談体制の強化を図ることができた。 引き続き障害者差別解消相談の取り組みを行う。	健康福祉局 各区
3	被災者の心のケア支援、被災者健康支援の実施	東日本大震災の被災者を対象とした、健康支援やコミュニティづくりの支援、孤立防止の相談の実施	○	相談対応延人数(若林区・宮城野区):1,487人	健康福祉局 各区
4	こころの健康相談の実施	こころの不調やアルコール問題などの精神的な悩みを抱える市民を対象とした、精神科医などによる相談の実施	○	相談回数176回 相談件数300件	健康福祉局 各区
5	障害者総合相談の実施	障害のある方を対象とした、来所、電話、訪問による総合的な生活相談の実施	○	令和6年度障害者総合相談の全市における相談件数は、訪問3,909件、来所3,374件、電話8,009件であった。支援内容別では、健康・医療4,591件、不安の解消・情緒安定4,567件、福祉サービスの利用等3,259件の順に多かった。	健康福祉局 各区
6	自殺未遂者などの家族などへの支援	自殺未遂者等の家族等を対象とした、電話や訪問等による相談支援の実施	○	令和6年度障害者総合相談の全市における相談件数は、訪問3,909件、来所3,374件、電話8,009件であった。支援内容別では、健康・医療4,591件、不安の解消・情緒安定4,567件、福祉サービスの利用等3,259件の順に多かった。	健康福祉局 各区
7	難病相談の実施	難病の方やその家族を対象とした、保健師、看護師、栄養士などによる相談の実施や支援情報の提供	○	電話相談 277人 面接相談 45人 その他(メール、ケース会議等) 31人 (人数については、すべて延べ人数)	健康福祉局 各区
8	難病医療相談会の実施	難病を治療中の方やその家族を対象とした、専門医などによる情報提供や相談の実施	○	難病医療相談会 12回実施 参加者 442名	健康福祉局 各区
9	健康相談の実施	市民が抱える様々な心身の健康問題に関する保健師、栄養士などによる個別相談の実施	○	各区・総合支所等において健康相談を実施(延596件)	健康福祉局 各区

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
10	エイズ、性感染症に関する検査や相談の実施	エイズ、性感染症の早期発見や早期治療を目的とした、検査や相談の実施	◎ 各区役所やAER、市内協力医療機関でエイズ・性感染症に関する検査・相談事業を実施した。 ・検査:HIV1,883件、梅毒1,883件、クラミジア480件 ・相談:125件	区役所の平日日中に加え、ニーズの高い夜間や休日の検査・相談事業を実施することにより、利便性に配慮して実施した。また市内協力医療機関での検査を令和6年6月より開始し、受検者のニーズに合わせた検査を受検できる体制を整えた。	健康福祉局 各区
11	肝炎ウイルス検査陽性者へのフォローアップの実施	肝炎の早期治療及び重症化予防を目的とした、ウイルス検査陽性者に対する受診状況の確認や受診勧奨の実施	◎ 肝炎ウイルス検査陽性者を対象とした、受診状況の確認や受診勧奨等のフォローアップを実施した。 128件	新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても引き続き検討していく。	健康福祉局 各区
12	こどものこころのケア事業の実施	幼児健康診査における、親子の心身面の不安やストレスなどの把握と相談及び児童精神科医や臨床心理士などによる専門的な相談の実施	○ ①アンケート回収数:20,847件 ②相談室実施回数:57回 相談者数:106人	①例年同様、高い回収率となった。今後も引き続き問診票を活用した聞き取り調査を行い、必要な方を支援につなげる。 ②希望者に対して相談室での専門家による相談を実施することが出来た。今後も引き続き事業を継続する。	こども若者局 各区
13	妊産婦、新生児等訪問指導の実施	生後4か月までの乳児がいる家庭を対象とした、保健師、助産師による育児の相談及び産後うつ病などの母親の心理面の把握と継続的な支援の実施	○ 新生児訪問(赤ちゃん訪問)実施件数延べ6,735件	引き続きEPDSを含む質問票を活用し、産後のメンタルヘルス問題の早期発見に努めるとともに、必要な方への継続支援を行っていく。	こども若者局 各区
14	母子健康手帳交付時における保健指導の実施	母子健康手帳交付時の保健師、看護師等専門職による妊婦の心身状態のアセスメントと保健指導の実施	○ 母子健康手帳交付数 6,651件	全ての妊婦に対し、保健師・看護師等が対面で母子健康手帳を交付し、個別の事情に応じて保健指導を行った。令和6年度より、母子健康手帳交付時「妊娠出産子育てマイプラン」を配布し、妊娠期からのスケジュールや相談先を明示している。令和7年度からは、市民の利便性向上を狙い、集団保健指導を廃止し、母子健康手帳交付を予約制とする。また、妊娠期の保健指導のあり方検討会を企画し、より効果的な普及啓発方法を検討する。	こども若者局 各区
15	地区育児相談会の実施	子育てサロンや児童館での保健師による子育てに関する個別相談の実施	○ 自主グループ活動支援、健康教育等実施回数 160回 参加延べ人数2,314名	地域住民の自主的な活動を支援するとともに、地域の関係機関等との協力のもと育児相談の機会を提供した。	こども若者局 各区
16	日常生活自立支援事業の実施	認知症や障害などにより判断能力が十分でない方を対象とした、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスなどの実施	○ 年間相談件数374件、新規契約件数50件、実利用者数398件 利用者を社会的に孤立させず、地域で安心して暮らせるよう、各関係機関と連携して見守りながら、利用者の権利擁護支援に務めた。	関係者向けパンフレットを活用し、関係各署に出向き積極的に事業内容等の説明を行った結果、利用者増に繋がった。今後も、保健福祉センターや地域包括包括支援センター、障害者相談支援事業所などの関係機関へ本事業の周知・案内を促進し、本事業を必要としている方に迅速に情報提供できるよう働きかける。また、複合的な課題を抱えるケースに対し関係機関と連携を強化しながら、本人が地域で自立した生活を送れるよう支援する。	健康福祉局
17	自立相談支援(仙台市生活自立、仕事相談センター)就労準備支援(仙台市生活自立、仕事相談センター)	ワンストップでの総合相談を行い、生活支援、就労支援などの実施、また直ちに一般就労を行うことが困難な方に対し支援を実施	○ 新規相談受付件数2,646件 プラン作成件数1,691件	毎月平均220件以上の新規相談を受け付けており、生活困窮者の支援につながっている。また、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方への支援を目的として、アウトリーチによる相談と居場所の運営を実施した。今後も引き続き関係機関と連携しながら支援を行っていく。	健康福祉局
18	家計改善支援事業の実施	生活困窮者や生活保護受給者のうち、家計に課題を抱える方を対象とした、家計状況の適切な把握と改善に向けた支援の実施	○ 新規相談受付件数251件 プラン作成件数90件	事業開始年度から毎年右肩上がりで件数が増加している。行政や関係機関からの紹介でつながることも多く、認知度が徐々に上がってきている。令和7年度は住居確保給付金の転居費用補助の要件として家計改善支援事業の利用が要件化され、さらなる需要が見込まれる。	健康福祉局
19	路上生活者等自立支援ホーム運営事業の実施	路上生活者等に対して、宿泊場所や衣食などの提供や、生活指導や就労・住居の確保に向けた支援の実施	○ 新規利用者:73名	毎月平均6名程度のホームレスの受け入れを行っている。引き続き事業を継続し、ホームレスの早期発見・早期介入に努め自立の助長を図っていく。	健康福祉局
20	聴覚障害者に対する情報保障の実施	本市のイベント等への手話通訳者の派遣や、区役所等窓口への手話通訳相談員の設置、タブレットやコミュニケーションボード導入などによる情報保障の実施	○ 市実施事業への情報保障(障害企画課負担分のみ)を17件実施した。	市実施事業への情報保障の整備や窓口におけるコミュニケーション支援により、本市の事業や日常的な窓口業務において、合理的配慮を提供することができた。	健康福祉局

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
21	障害者就労支援センターによる支援の実施	雇用促進及びその職業の安定を図ることを目的とした、障害者の就労に関する各種相談援助、啓発などの総合的支援の実施	○ ・障害者等からの相談対応件数13,713件 ・企業等からの相談件数3,620件 ・就労移行支援事業所等連絡会議6回開催延べ99事業所113名参加 ・「働きたい障害のある方向け説明会」24回開催、延べ67名参加 ・企業見学会33回実施、延べ90人参加 ・応募見極め実習36回開催、延べ45名参加	障害者等からの就労に関する相談対応件数が13,713件であったほか、企業等からの障害者雇用に係る相談も3,620件対応しており、就労支援に関する相談支援機関として障害者雇用の促進に一定の役割を果たした。今後も本市における障害者就労支援の促進のため、同様の取り組みを続けるほか、センターの認知度向上を図り、各支援機関との連携を深めていく。	健康福祉局
22	仙台のちを支えるLINE相談の実施	若年者を対象とした、身近なコミュニケーションツールであるSNS(LINE)を活用した、様々な困りごとに対する相談の実施	○ 相談実人数362名 相談対応延件数903件	令和7年度より精神保健福祉総合センターに業務移管。SNSを活用したチャット形式の相談窓口を活用し、様々な困りごとや悩みごとに対して、若年者の相談を受けることができた。引き続き相談需要に見合った相談機会を確保していく。	健康福祉局
23	超長期にわたるメンタルヘルス支援に向けた体制の整備	被災者の超長期にわたるメンタルヘルス支援に向けて、必要となる相談支援体制の整備	○ 震災後心のケア行動指針(継続版)に基づき、令和6年度の取り組み状況を集約し、関係部局と共有を図った。	復興創生期間終了後の令和8年度以降の長期にわたる心のケアを含めたメンタルヘルス支援体制の整備に向け、これまでの活動を振り返り、被災者の心のケアに求められる原則を指針として整理する。	健康福祉局
24	弁護士、司法書士、心理職などと連携した相談会の実施	広く市民を対象とした、法律的、心理的側面から包括的に対応するための弁護士、司法書士、心理職などによる相談の実施	○ ①年10回(毎月第3火曜日)、宮城県司法書士会との共催により、相談会(定例)を実施し、30件の相談に対応。 ②年2回(9月・3月)、仙台弁護士会と相談会を実施し、16件の相談に対応。 ③年間を通して月1回ずつ実施し、延べ167人の相談をに対応。	・自死の要因となる様々な問題に、司法の相談と、こころの健康相談を併せて実施し、包括的に対応できた。より幅広い層の市民が相談利用につながるよう、周知や広報の工夫を行う。	健康福祉局
25	地域生活支援拠点による支援の実施	障害のある方を対象とした、緊急時の受け入れ先確保や、緊急時対応及びチーム支援のコーディネートなどの実施	○ ・地域生活支援拠点運営会議 1回 ・地域生活支援拠点実践報告会 1回 ・緊急受け入れ技術支援連絡会 2回 ・令和6年度 緊急受入相談件数158件 ・令和6年度 緊急受入数 35件 ・ショートステイが可能な事業所(共同生活援助、短期入所等)への訪問12事業所	支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を目指し、事業を展開することができた。緊急受け入れにおいて、地域の支援機関と協働しながら障害児者生活を地域全体で支える面的整備を進めるため、現在の取組みに加えて、ショートステイが可能な事業所(共同生活援助、短期入所等)の実態把握の方法について、検討を進める。また、運用状況については、地域生活支援拠点運営会議にて、引き続き検証・検討を行う。	健康福祉局
26	障害者相談支援事業の実施	障害のある方やその家族などを対象とした、障害福祉サービスや社会資源の利用に関する総合的な相談支援の実施	○ 社会福祉法人等に委託し、16事業所で実施。今年度の実績は、訪問2772件、来所1408件、電話22503件であった。年央からは、支援者支援を目的とした基幹相談支援センターが委託事業化した。	16箇所の相談支援事業所において、障害児者に対する総合的な相談支援を一定水準で継続できた。各事業所の相談員は障害種別を問わない支援力が求められるため、引き続き基幹相談支援センターの事例検討会を中心に、支援者支援を受けることで、相談員それぞれの支援力向上を図る。	健康福祉局
27	医療的ケア児者等支援の実施	医療的ケアが必要な障害のある方を対象とした、短期入所事業所利用のためのコーディネーターの配置	○ ・医療型短期入所事業所開設支援事業を開始。開設対象事業者に対して、事業周知や新規指定に向けた手続きのフォロー等を実施。複数の事業所が指定に向けて具体的に手続きを進めている。 ・宮城県と共同で医療型短期入所コーディネーターを配置。事業所情報の集約や事業所担当者会議、支援技術向上のための研修会を実施。医療型短期入所利用対象者が円滑に事業利用できる体制を構築した。	各取組みにより、医療的ケアが必要な障害児者とその家族が、安心して地域生活が送れるように環境整備を進められたため、今後も引き続き、取組みを継続していく。	健康福祉局
28	精神障害者家族支援(相談支援)の実施	精神障害のある方の家族を対象とした、相談支援の実施	○ ・家族による家族学習会 5回開催 延べ参加者22名(実人数6名) ・家族による家族学習会担当者養成研修会 参加者3名 ・学びの場運営 2回開催 参加者数参加者数計17名 ・ピア家族相談員研修会 参加者5名 ・家族教室等でのグループ相談 4回開催 相談者数計28名	各イベントの参加者総数は例年通りの数字を挙げることができた。引き続き、区役所及び総合支所の家族教室に相談員の派遣を行い、関係機関への働きかけを続け、事業の周知を図る。	健康福祉局

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
29	こころの悩みに関する支援の実施	ひきこもりや家族関係の問題など、こころの悩みを抱える方を対象とした、来所相談などの実施	○ 新規相談件数:233件 継続相談件数:2,726件	相談件数は増加傾向にあり、ひきこもり、アディクション関連問題など多種多様な相談がある。	健康福祉局
30	こころの悩み電話相談(はあとライン)の実施	匿名利用も可能な、電話によるこころの悩みに関する相談の実施(日中帯)	○ 相談件数:4,489件	相談件数は増加傾向にあり、ひきこもり、アディクション関連問題など多種多様な相談がある。	健康福祉局
31	こころの悩み電話相談(ナイトライン)の実施	匿名利用も可能な、電話によるこころの悩みに関する相談の実施(夜間帯)	○ 相談件数:8,690件	相談件数は例年と概ね変わらず、電話相談の需要の高さがうかがわれている。	健康福祉局
32	仙台市いのちの支え合い事業の実施	救急搬送等により把握された自殺未遂者等ハイリスク者を対象とした、自殺関連行動の再発防止を目的とした、ネットワークによる個別支援の実施	○ ・主に救急告示病院に搬送された未遂者等ハイリスク者に対する多機関協働での個別支援を実施した(対象者40名、支援延件数112回)。	・いのちの支え合い事業における個別支援期間中、再発防止が図ることができた。個別支援実施状況について関係機関と共有し、より多くの未遂者等ハイリスク者への支援につなげる必要がある。	健康福祉局
33	仙台市自殺対策推進センター(仙台市こころの絆センター)による電話相談の実施	自死関連の悩みを抱える方を対象とした、問題解決に向けた情報提供や相談窓口の紹介への繋ぎを行う電話相談の実施	○ ・自死に関連する悩みごとに対する電話相談を実施した(相談延件数1,043件)。	・相談内容は、自死に関連する内容が全体の半数で必要に応じて個別の継続相談をや問題解決に関する情報提供を行うことで、困りごとや悩みの軽減につながった。今後も引き続き相談対応を実施する。	健康福祉局
34	希死念慮のある方に対する仙台市自殺対策推進センター(仙台市こころの絆センター)等による相談対応	希死念慮など自死関連の悩みを抱える方を対象とした、関係機関との多機関協働による相談対応の実施	○ ・希死念慮を有する方の家族や自殺未遂をされた方の家族など4人に対し、電話や面接等による相談支援を実施した。 ・区家庭健康課からの希死念慮を有する方に対する個別対応に関するコンサルテーション2件のほか、区保健福祉センター職員向けの研修会を実施した。	・引き続き、関係機関と連携し取り組みを行い、自殺未遂が起きる前の希死念慮のある段階からの予防的支援に取り組む。	健康福祉局
35	ひきこもり状態にある方への居場所の提供(ひきこもり当事者グループ)	ひきこもり状態にある方が、家庭外で安心して過ごすことができる居場所を提供	○ 月2回(年23回実施) 参加者:実人数7人(内、新規2名) 延べ人数43人	外出の機会を増やすことや、家族以外の人や家庭以外の場所に慣れる、スタッフとの交流を通してコミュニケーションを経験するなどの目的で利用を継続している参加者が多い。引き続き、フリースペースを安全に、安心感を持って利用してもらえる環境づくり、運用を行う必要がある。	健康福祉局
36	精神科デイケア(リワーク準備コース)による復職支援の実施	うつ病などによる休職者を対象とした、復職に向けたリハビリテーションの実施	○ 通所実人数:27名 通所延べ人数:684名	・うつ病等による休職者を対象に、約4ヶ月間の復職に向けたプログラムを、定員10名で実施した。参加申し込みには波があり、定員に達し待機期間が生じることもあった。 ・今後もR6年度同様の取組みを実施して参りたい。	健康福祉局
37	精神科デイケア(アディクション回復支援コース)による当事者支援の実施	薬物やアルコールの使用に関する悩みを抱えている15歳以上の方を対象とした、集団精神療法プログラムの実施	○ 通所者数:延べ8名(実数1名) プログラム実施回数:23回	参加者は伸び悩んだものの、医療機関や司法機関等への事業説明を行った。また、当コースの説明会実施にあたり、庁内外300を超える関係機関にちらしとリーフレットを配布した。	健康福祉局
38	発達障害や知的障害のある方などを対象とした、相談支援の実施	乳幼児期から成人期までのあらゆる世代の発達障害や知的障害などに関する相談の実施	○ 相談件数 ・新規:1,980件 ・継続:10,391件 計:12,371件	アールでの個別の相談支援だけでなく、より身近な場所でも発達相談や支援が受けられるよう、地域支援担当職員を中心にアウトリーチを実施するなど、相談支援の拡充に努めた。	健康福祉局
39	eスポーツ活用による高齢者の健康、生きがいづくり推進	高齢者の健康増進や生きがいづくりを目的とした、eスポーツ(ビデオゲームを使った対戦競技)活動の実施	○ eスポーツ教室開催回数:17回 eスポーツ教室参加者数:延べ401人	高齢者のデジタルデバイス解消や生きがい創出につながる事業であり、eスポーツ体験のほか、地域住民の自主的活動を支援していく。	健康福祉局
40	地域における生きがいづくりプログラム推進	商業施設などの遊休スペースを活用し、生きがい、健康づくりプログラムを実施	○ 民間商業施設で啓発イベント(健康づくりに関する講話や各種測定、健康相談等)を実施。【約150名参加】	高齢者が日常利用する民間商業施設で啓発活動を実施することで、高齢者の生きがい、健康づくりを支援しており、引き続き事業の実施に向けて検討していく。	健康福祉局
41	高齢者の健康と元気を応援する地域づくりや活動への支援の実施	高齢者生きがい健康祭(スポーツ交流大会)の開催や全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣	○ 9~11月の生きがい健康祭(競技種目交流大会)では18種目1,572人が参加、10月のねんりんピックには149人の選手団を派遣した。	高齢者の活躍の場として重要な事業であり、引き続き多くの方に参加していただき、生きがい創出につなげられるように実施していく。	健康福祉局
42	高齢者食の自立支援サービスの実施	食事の用意が難しい一人暮らしなどの高齢者を対象とした、栄養バランスのとれた食事の配達や安否確認の実施	○ 利用登録者数:1,332人 配食数:266,544食	高齢者が日常生活上の支援が必要になって住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、今後も引き続き、支援を継続していく。	健康福祉局

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
43	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムの実施	65歳以上の要配慮独居高齢者を対象とした、仙台市が委託する警備会社へつながる緊急通報用機器貸出の実施	○ 設置世帯数: 3,345件	より多くの方にご利用いただけるよう制度の見直しを行い令和7年度から運用を開始した。引き続き新制度の周知に取り組むなど、着実に運用して参りたい。	健康福祉局
44	健康づくり応援事業(地域リハビリテーション活動支援事業)の実施	高齢者の健康増進を目的とした、リハビリテーション専門職の地域の通いの場等への訪問を通じた、健康づくりに関する助言	○ リハビリテーション専門職を、39箇所の地域の通いの場に対して派遣し、地域の通いの場の参加者は合計574名だった。	地域の通いの場へリハビリテーション専門職を派遣し、介護予防・フレイル予防にかかる助言等を通して、地域の通いの場の活動継続支援を行っている。今後も地域のニーズを確認しながら、地域の通いの場を効果的に支援できるよう事業を実施していく。	健康福祉局
45	地域活動活性化支援事業の実施	高齢者のフレイル予防を目的とした、健康運動指導士などの地域の通いの場等への訪問を通じた、フレイル予防に向けた運動プログラム等の実施	○ 活動が停滞し支援を希望する市内の地域の通いの場に対して、健康運動士を11回派遣し、地域の通いの場の参加者は合計157名だった。	活動が停滞した地域団体等を対象に支援を行い、フレイル予防の取組を推進した。現在、コロナ禍で休止していた団体も活動再開したところが多く、利用団体の減少がみられたため、健康づくり応援事業の対象を任意で参加者を集めた集団まで拡大し実施するよう整理したので、本事業は終了とする。	健康福祉局
46	高齢者総合相談の実施	高齢者やその家族等を対象とした、在宅福祉サービスの利用や介護に関すること等に関する総合的な相談支援の実施	○ ・相談件数(総数) 10,180件 その他、各区障害高齢課・宮城総合支所保健福祉課をはじめとした窓口などで相談先の周知を行うために各種チラシなどを配架している。	相談方法では電話や来所が増加しており、様々な家庭の事情が複雑化し相談内容は多岐にわたる。今後も引き続き相談窓口の周知を行い困りに応じた相談受付ができるよう体制整備を図る。	健康福祉局
47	認知症初期集中支援チームによる支援の実施	認知症の早期診断、早期対応を目的とした、医師、薬剤師、看護師、作業療法士など専門職による訪問支援の実施	○ 直営チーム・委託チーム合わせて6チーム体制にて相談案件数45件(うち訪問案件数24件)を実施した。	多職種専門職による支援チームにて、包括的・集中的に支援を行うことができた。引き続き、多職種連携のもと効果的に支援するとともに、認知症の初期の方へのアセスメント訪問を推進してまいりたい。	健康福祉局
48	抑うつ高齢者等地域ケアの実施	基本チェックリストを活用したうつ状態の可能性にある方の早期発見、早期治療に向けた訪問支援の実施	○ 訪問指導事業利用者2人、延訪問回数14回。	例年実績が少ないため事例の積み上げが難しく、事業周知や支援者側の質の担保が難しい。必要な方へ早期に対応できるように、基本チェックリストを活用した対象者把握を継続する。	健康福祉局
49	おとな救急電話相談の実施	看護師などによる急な病気やけがに対処するための助言や、受診可能な医療機関に関する情報の提供	○ 宮城県と共同で通年事業を実施し、市民の相談に対応した。また、活用を促進するため啓発動画を作成し、せんだいTubeや区役所・街頭のデジタルサインージで放映し、市民への普及啓発を行った。	宮城県と協議し、令和7年度より開設時間を24時間365日に拡大した。今後も市民の利便性向上に向けて必要な対応を検討していく。	健康福祉局
50	健康増進センターによる健康づくり支援の実施	生活習慣病予防、高齢者介護予防、障害者健康づくりにおける市民への専門的な健康づくり支援の実施	◎ 実施回数1,839回 利用者数24,209人	大規模改修工事を実施しながらの事業運営であったが、関係各所との連携を密に取りおおよそ前年並みの実施状況であった。令和7年度も健康リスクを抱えた市民への専門的な健康づくり支援を行っていく。	健康福祉局
51	暮らしを支える総合相談の実施	多重債務、雇用や労働、メンタルヘルスの不調など生活上の困りごとに関する相談に応じる窓口を開設し、弁護士や臨床心理士等の専門職が相談に応じ、生活上の困りごとの解決に向けたアドバイスを行うとともに、専門職からのアドバイスの内容を踏まえ、ソーシャルワーカーが伴走型の支援の実施	○ ①年48回 ②伴走支援件数1532件	様々な困りごとや悩みごとに対して、相談を受けることができた。引き続き相談需要に見合った相談機会を確保していく。	健康福祉局
52	のびすく(子育てふれあいプラザなど)の専門の相談員による相談支援の実施	のびすく(子育てふれあいプラザなど)の専門の相談員による子ども、子育てに関するきめ細かな情報提供や相談支援の実施	○ のびすく(子育てふれあいプラザ等)において、子ども、子育てに関する情報提供や専門相談員による相談事業を実施した。	引き続き、情報提供や相談事業を実施していく。	子ども若者局
53	産後ケア事業の実施	病院、診療所、助産所への宿泊や自宅への助産師の訪問による、生後12か月未満の母子に対する心身のケアや育児サポートの実施	◎ 宿泊型: 2,036日(延べ) デイサービス型: 2,111回(延べ) 訪問型: 1,707回(延べ)	宮城県主導による集合契約となったことで、市民の利用可能施設が拡大したとともに、利用券方式・利用者による直接予約制へと変更したことで、利用者の利便性の向上が図られ利用実績が増加した。今後も、利用希望者の増大に対応すべく受け皿確保に向けた取組を実施していく必要がある。	子ども若者局
54	ヤングケアラーピアサポート・オンラインサロン事業の実施	オンラインで当事者同士が悩みを共有するサロンや、ヤングケアラー経験者による相談対応(ピアサポート)の実施	○ オンラインサロン 開催回数 12回 参加者数 延べ55名 関係機関等支援連絡会 開催回数 2回 出席者数 延べ50名	オンラインサロンは令和6年度から月1回の定期開催とし、ヤングケアラー同士が気軽に悩みや経験を共有できる場を提供した。また支援連絡会のネットワークを活用し、関係機関との連携により2件のケースについて支援につながった。	子ども若者局
55	子どもや子育てに関する相談の実施	子育ての悩みや不安、子どもや青少年自身の悩みごとに関する電話相談、メール相談、面接相談の実施	○ 面接や電話等により、悩みを抱える子ども・若者や保護者等からの相談に対応し、問題の整理や助言を行うとともに、相談内容に応じて関係機関の紹介等を行った(延べ相談件数 面接295件、電話3,198件)。	子ども・若者に係る総合相談窓口として、幅広い相談に対応することができた。引き続き、相談内容に応じて支援機関の紹介や同行支援を行うなど、伴走型の支援を実施していく。	子ども若者局

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
56	こどもの頃からの健康づくり支援の実施	小さく生まれた子どもの健康づくり支援及び学齢期児童を対象とした心と身体の健康づくり支援の実施	○ 実行委員会を3回、親の会を3回(交流会2回、講演会1回)実施。延べ母34人、父2人、乳児5人、幼児5人参加。	交流会および講演会後のグループワークで日頃の育児の悩み等の共有や相談ができた。親同士の交流の輪が広がり、孤立の防止に寄与できた。今後も実行委員とともに検討しながら、対象者のニーズに沿った会となるように運営していく。	宮城野区
57	震災に伴う心のケア推進事業の実施	児童生徒の心のケアを適切に行うことを目的に、市立学校に精神科医等を派遣し、児童生徒の対応に関する教職員への助言や情報提供の実施	○ 学校からの要請に応じて、希死念慮、オーバードーズ、LGBTQなどのケースに関して、3校(7件)に心のケア支援チームを派遣した。	引き続き、自死企図やオーバードーズなど、課題を抱える児童生徒の心のケアのため、精神科医や臨床心理による心のケア支援チームを学校に派遣する。	教育局
58	心のケア緊急支援の実施	災害や事故などにより、ストレスを受けた児童生徒などの心のケアを行うため、市立学校への専門家派遣による相談の実施	○ 事故等の発生により、10校にスクールカウンセラーを緊急派遣し、児童生徒や保護者、教職員の心のケアを実施した。	災害や事件等の発生や遭遇により、精神的なストレスを受けた児童生徒、保護者、教職員の心のケア緊急支援を行うため、速やかにスクールカウンセラーを派遣する。	教育局
59	救急搬送された自殺未遂者等ハイリスク者への相談支援の実施	自殺企図、自傷行為により救命救急センターを受診した患者を対象とした、精神科スタッフによる相談支援の実施	○ 年間延べ221人に介入し、必要に応じて医療機関や相談機関への紹介を行った。	未遂で受診する患者数の約8割近くで紹介している状況。今後も継続していく。	市立病院
60	入院患者に対する治療と仕事の両立支援の実施	市立病院の患者が治療と仕事を両立できるよう、不安や悩みへの相談や公的支援制度の紹介を実施	○ 院内の「医療相談・対話推進窓口」と「がん相談支援センター」において、16件の就労相談を実施した。	院内の対象患者に対し、治療と仕事を両立するための相談支援を実施することができた。引き続き、当該窓口において、関係機関と連携した就労相談を実施する。	市立病院
61	こどものためのサードプレイス事業 ※令和6年度追加	家庭や学校で困難を抱える小学生に対して安心して過ごせる居場所と体験の機会を提供し、子どもたちが信頼できる大人や友達と過ごしながら、生活習慣や学習習慣を整え、将来の自立に向けて生き抜く力を身に付けられるよう支援すると共にその保護者への相談支援等を行う。	○ 令和6年6月に拠点1か所を開設し、週2日の拠点開設と訪問により、子どもへの生活・学習支援や食事の提供、保護者への相談支援等を実施した。 【登録人数】 拠点:19人 訪問:7人	子どもたちが安心して過ごせる居場所としての機能を果たすとともに、家庭で不足している生活支援等を補充することができている。令和7年度は新たに2拠点の開設を予定しており、合計3拠点での支援を行う。	子ども若者局
62	子ども若者SNS相談 ※令和6年度追加	さまざまな悩みや不安を気軽に相談することができるよう、身近なコミュニケーションツールであるLINEでの相談を受け付ける。	○ 令和6年6月から相談受付を開始し、相談実績は141件。有効友だち数195人のうち、相談者数71名(実人数)が利用しており、10~30代の幅広い相談に対応。スーパーやコンビニなどにチラシやポスターを配架するなどの広報を行った。	特に20代~30代では深刻な生活状況や複合的な悩みを抱える相談も多く、希死念慮を訴える相談も散見された。引き続き総合的な相談対応を行い、適切な支援機関への紹介を行ってまいりたい。また、窓口の周知や相談を促すため、カード配布やLINE広告など、広報の強化を図る。	子ども若者局

<家庭に関する悩みや困りごと>

○定性的自己評価としては、全42事業のうち、◎が2.4%、○が97.6%、△が0%、×が0%、一が0%となった。

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
1	児童、高齢者、障害者に対する虐待相談の実施	障害者虐待の予防及び早期発見、保護や自立に向けた支援などを行うための体制整備及び通報に基づく相談支援などの実施	○ ①夜間休日帯は、2名体制で電話当番をローテーションした。電話当番担当者が委託業者からの連絡を受け、速やかに対応を行った。 ②相談件数:10,180件 その他、各区障害高齢課・宮城総合支所保健福祉課をはじめとした窓口などで相談先の周知を行うために各種チラシなどを配架している。 ③相談等受理件数:285件、内、虐待件数:24件(養護者による虐待22件、障害者福祉施設従事者等による虐待2件)	①一時保護所の満床状態が続く期間もあり、調整に時間を要する場面もあった。令和7年6月から運用が開始される一時保護時の司法審査を見据えて、引き続き職員の負担軽減についても検討していく。 ②相談方法では電話や来所が増加、虐待関連の相談は年々増加しており高齢化に伴う老々介護による介護疲れや家庭環境など要因は様々である。今後も引き続き相談窓口の周知を行い困りごとに合わせて相談受付や、困る前に相談ができるような体制整備を図る。 ③障害者虐待の5類型や虐待行為を発見した場合の市町村への通報義務について、研修を通じて障害福祉サービス事業所への周知を行うなど、障害者虐待の防止及び早期発見や早期対応に努めていく。	健康福祉局 子ども若者局 各区
2	学習・生活サポート事業、中途退学未然防止等事業の実施	中学生及び高校生のいる生活困窮世帯を対象とした、学習支援及び居場所の提供や保護者への相談支援の実施	○ 生活保護及び児童扶養手当全額受給世帯の中学生と高校生を対象として、継続的な支援を行うことができた。 ・学習・生活サポート参加者:302人 ・令和6年度中学3年生高校進学率:99% ・中途退学未然防止事業参加者:279人	学習を中心に、体験講座の実施や保護者も含めた支援ができており、参加人数が増加傾向にある。 子どもたちの心の安定を図る居場所として、引き続き事業を実施していく。	健康福祉局 子ども若者局

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
3	子ども家庭総合相談の実施	各区役所及び宮城総合支所における、子どもと家庭に関する保健及び福祉サービスの総合的な提供	○ 家庭児童（実）3,615件 （延）19,774件 女性相談（実）1,199件 （延）5,791件 ひとり親家庭相談（実）1,787件 （延）6,892件 母子保健（実）6,294件 （延）39,781件	相談窓口として、適切な制度とつなぐことができた。引き続き区役所・宮城総合支所において、家庭児童に係る相談・女性支援に係る相談・ひとり親家庭に係る相談・母子保健に係る相談など、子どもと家庭に関する保健及び福祉サービスを総合的に提供するとともに、複雑な問題を抱えるケースに対応するため、各種分野の関係機関等との連携を強化する。	子ども若者局 各区
4	子どものこころのケア事業の実施【再掲】	幼児健康診査における、親子の心身面の不安やストレスなどの把握と相談及び児童精神科医や臨床心理士などによる専門的な相談の実施	○		子ども若者局 各区
5	妊産婦、新生児等訪問指導の実施【再掲】	生後4か月までの乳児がいる家庭を対象とした、保健師、助産師による育児の相談及び産後うつ病などの母親の心理面の把握と継続的な支援の実施	○		子ども若者局 各区
6	母子健康手帳交付時における保健指導の実施【再掲】	母子健康手帳交付時の保健師、看護師等専門職による妊婦の心身状態のアセスメントと保健指導の実施	○		子ども若者局 各区
7	地区育児相談会の実施【再掲】	子育てサロンや児童館での保健師による子育てに関する個別相談の実施	○		子ども若者局 各区
8	養育支援訪問事業／子育て世帯訪問支援事業	①児童の養育について支援が必要な家庭に対し、専門指導員の訪問による相談支援を実施することにより、当該家庭における児童の養育の安定を図る。 ②家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅に育児ヘルパーを派遣し、家事・育児等の支援を実施	○ ①訪問件数 延べ1,213件(うち不在訪問33件) ②延3,584回、延6,928時間の訪問による家事等の支援を行った。	①児童の養育について支援が必要な家庭に訪問を行った。引き続き専門指導員の訪問による養育支援を行っていく。 ②児童の養育について支援が必要な家庭に訪問を行った。引き続き育児ヘルパーの派遣による養育支援を行っていく。	子ども若者局 各区
9	保育サービス相談員による支援	保育サービス相談員による保育サービスに関するきめ細かな情報提供や、サービスの利用支援の実施	○ 各区役所に2名(太白区のみ3名)・宮城総合支所に1名保育サービス相談員を配置し、保育サービス等に関する情報提供・相談支援を実施した。 ・R6相談件数:9,760件	保育サービス相談員によるきめ細かな情報提供、相談対応等により、保護者の希望や家庭状況等に応じた利用支援につなげることができた。引き続ききめ細かな情報提供や相談支援を行い、保護者の希望や家庭状況に応じた適切なサービス利用につなげていく。	子ども若者局 各区
10	女性相談の実施	女性が抱える様々な悩みに関する電話や面接による相談の実施(必要に応じ就業自立相談や弁護士による法律相談の実施)	○ ・電話相談 火曜日を除く月曜日から土曜日までの週5日間通年で開設し、年間で1,123件の利用があった。 ・面接相談 月曜日から土曜日までの週6日間通年で実施し、795件の相談を受けた。 ・法律相談 第1・第3火曜日、第3土曜日に通年で実施し、年間187件の利用があった。 ・就業自立相談 月曜日から土曜日までの週6日間実施し、延べ35件の利用があった。	女性の様々な相談に対応することで、本人の悩みを整理するとともに、必要に応じて適切な支援機関を紹介することができた。今後も継続して実施する。	市民局
11	男性のための電話相談の実施	生き方や働き方、性に関すること、人間関係における男性ならではの生きづらさに起因する悩みなどについて電話相談を実施	○ 第2・第4金曜日(祝日を除く)に計24日間電話相談を開設し、76件の相談を受けた。	男性の様々な相談に対応するなかで、本人の悩みを整理や助言、必要に応じた支援機関の紹介を行うことができた。今後も継続して実施する。	市民局
12	出張型相談会「女子のためのほっとスペース」	様々な悩みを抱える女性を対象とした、女性相談員や社会福祉士などによる相談会の実施	○ 計2回(土曜日の日中、平日の夜間)実施し、のべ223人という多くの方が参加した。	参加者が抱える不安について気軽に相談できる事業となっており、開催の意義が高いものとなっている。参加している関係団体同士の連携を強める観点も取り入れながら。今後も引き続き本事業を実施していく。	市民局
13	困難を抱える女性のためのレスパイト事業の実施	虐待やDV、貧困などの困難な状態にある女性を対象とした、一時的な休息の場としてホテル等の滞在場所の提供や相談の実施	○ 4件(5名)の利用があった。	シェルター等の利用が難しい対象者がこの事業を活用することで、一時的な心の休息を得られたと考えられる。今後も引き続き本事業を継続していく。	市民局
14	困難を抱える女性のためのアウトリーチ型相談支援事業	「居場所」の設置と「夜回り」による相談機関とのつながりや居場所のない困難を抱える若年女性への支援の実施	○ 居場所の提供(夜間の居場所カフェ)を計44回開催した。居場所カフェにはのべ517人が参加した。	対象年齢の来場者数を増やすために、親しみの持てるデザインのチラシ作成や、SNSでの周知などを実施した。今後も引き続き本事業を継続していく。	市民局

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績		評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
15	自立相談支援(仙台市生活自立、仕事相談センター)就労準備支援(仙台市生活自立、仕事相談センター)【再掲】	ワンストップでの総合相談を行い、生活支援、就労支援などの実施、また直ちに一般就労を行うことが困難な方に対し支援を実施	○			健康福祉局
16	仙台的のち支えるLINE相談【再掲】	若年者を対象とした、身近なコミュニケーションツールであるSNS(LINE)を活用した、様々な困りごとに対する相談の実施	○			健康福祉局
17	医療的ケア児者等支援の実施【再掲】	医療的ケアが必要な障害のある方を対象とした、短期入所事業所利用のためのコーディネーターの配置	○			健康福祉局
18	発達障害や知的障害のある方などを対象とした、相談支援の実施【再掲】	乳幼児期から成人期までのあらゆる世代の発達障害や知的障害などに関する相談の実施	○			健康福祉局
19	高齢者の虐待防止と権利擁護の推進	各区役所、総合支所において、高齢者虐待の早期発見や早期対応に向けた相談支援を実施	○	高齢者虐待対応を行う区・総合支所職員や地域包括支援センター職員に 対し、8月と1月に研修会を実施した。 (参加者のべ93名)	高齢者虐待通報件数は増加傾向であり、市・包括職員共に適切な虐待対応を求められることから、今後も研修会を始めたとした支援を継続する。	健康福祉局
20	認知症電話相談窓口の実施	認知症の方や介護家族を対象とした、健康、介護などの悩みに関する電話相談の実施	○	物忘れや認知症の介護に関すること 等、認知症の本人や家族等から年に 321回電話相談等を受けた。また、認 知症ケアパス等により、年間を通して 相談先の周知啓発を行った。	直接相談窓口に来所することができない方も 気軽に相談できるよう、引き続きチラシ等を区 役所等へ設置し周知するとともに、送付先を 拡充する等、周知啓発の強化に努めて参りたい。	健康福祉局
21	高齢者総合相談の実施【再掲】	高齢者やその家族等を対象とした、在宅福祉サービスの利用や介護に関すること等に関する総合的な相談支援の実施	○			健康福祉局
22	暮らしを支える総合相談の実施【再掲】	多重債務、雇用や労働、メンタルヘルスの不調など生活上の困りごとに関する相談に応じる窓口を開設し、弁護士や臨床心理士等の専門職が相談に応じ、生活上の困りごとの解決に向けたアドバイスを行うとともに、専門職からのアドバイスの内容を踏まえ、ソーシャルワーカーが伴走型の支援の実施	○			健康福祉局
23	のびすく(子育てふれあいプラザなど)の専門の相談員による相談支援の実施【再掲】	のびすく(子育てふれあいプラザなど)の専門の相談員による子ども、子育て支援に関するきめ細かな情報提供や相談支援の実施	○			こども若者局
24	子どもの遊びの環境の充実	公園などにおける自由な遊び場の運営など、プレーパーク活動などの普及に向けた啓発や支援	○	市内4箇所で開催。また、プレーパーク等を運営する9団体に対し、活動経費の補助を行った。	公園等での遊び場の展開やプレーパーク等を運営する団体の活動への補助をととして、引き続きプレーパーク活動等の普及に向けた啓発や支援を行う。	こども若者局
25	産後ケア事業の実施【再掲】	病院、診療所、助産所への宿泊や自宅への助産師の訪問による、生後12か月未満の母子に対する心身のケアや育児サポートの実施	◎			こども若者局
26	望まない妊娠等に悩む方を対象とした、SNSを活用した相談窓口の設置やその普及の検討	妊娠期からの悩みを抱える方などに対するSNS(LINE)による相談対応や保健指導の実施	○	SNS相談 264件	思いがけない妊娠等で悩む相談者に対して、適切な相談対応ができた。効果的な広報や周知方法については引き続き検討が必要である。	こども若者局
27	ヤングケアラーピアサポート・オンラインサロン事業の実施【再掲】	ヤングケアラーを対象とした、オンラインでの当事者同士での悩みを共有するサロン活動や、ヤングケアラー経験者による相談対応(ピアサポート)の実施	○			こども若者局
28	伴走型相談支援と応援給付金の一体的実施	妊娠期から出産、子育て期までを支える伴走型相談支援と、出産・子育て応援給付金の支給の一体的実施	○	アンケート回収数 882件 面談等実施者数 417人	母子手帳交付時、妊娠8か月時、新生児訪問時に対象者及び希望者に対し相談支援を行った。 さらなる支援の充実のためには、妊娠8か月時のアンケートへの回答を促すための方策を検討していく。 ※R7より事業名称変更「妊婦等包括相談支援事業と妊婦支援給付金の一体的実施」	こども若者局
29	市内在住の子ども及びその保護者等を対象とした、SNSを活用した相談の実施	子育て、家族、親子関係などの悩みを持つ方を対象とした、SNS(LINE)による相談対応の実施	○	相談件数 684件	相談件数は前年度比同程度で推移しており、相談窓口として定着していることから、引き続き実施する。	こども若者局

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績		評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
30	グリーフケア相談事業の実施	流産、死産など子どもの死を経験された方を対象に、精神的負担の軽減を図ることを目的とした電話での相談対応の実施	○	グリーフケア相談5件	心理士を配置し、電話相談により、適切な心のケアができた。引き続き、市政だより等により当該事業の広報周知を図ってきたい。	子ども若者局
31	ひとり親家庭等生活向上支援事業の実施	専用ホームページによる情報発信や平日夜間、土曜日も含む相談支援、居宅訪問支援、支援機関への同行支援の実施	○	年間延べ相談件数:6,712件	相談者の不安や悩みを傾聴し、解決に向け他の支援機関につなげるなど、ひとり親家庭に寄り添った支援を実施できている。引き続き孤立しやすいひとり親家庭に寄り添った支援を継続する。	子ども若者局
32	こどもの居場所づくり支援の実施	子ども食堂運営団体への経費を助成し、食事の提供を通じた居場所づくりと見守りの実施	○	食事の提供や学習支援などを通じて、こどもが安心して過ごせる居場所を提供する子ども食堂の運営団体(35団体)に対し助成金を交付した。	月1回以上子ども食堂を開催する団体を対象に、助成金の交付や運営に関する相談支援等を仙台市社会福祉協議会を通じて行うことができた。今後も助成や子ども食堂への相談支援等を継続する。	子ども若者局
33	いじめ等相談支援室 S-KET運営	法律や心理の専門家を中心とした相談窓口「いじめ等相談支援室S-KET」の運営による相談支援の実施	○	「仙台市いじめ等相談支援室 S-KET」を運営し、いじめ等に悩む児童生徒や保護者への相談支援を行った(延べ相談件数:381件)。	相談窓口の運営を通じて、いじめ等に悩む児童生徒や保護者の悩みの解決に向けた支援を行うことができた。引き続き、関係機関と連携しながら、相談者に寄り添った窓口運営を行っていく。	子ども若者局
34	こどもや子育てに関する相談の実施【再掲】	子育ての悩みや不安、子どもや青少年自身の悩みごとに関する電話相談、メール相談、面接相談の実施	○			子ども若者局
35	未就園児の定期的な預かりモデル事業の実施	未就園児を対象に、定員に空きのある保育所などで週1～2日程度の定期的な保育をモデル事業として実施	○	市内10施設で実施	市内10施設での事業を実施することができ、保護者のニーズに応えることができた。実施事業者の拡充を図りながら、引き続き事業を行っていく。	子ども若者局
36	母子保健における虐待予防教室の開催	虐待リスクの高い家庭の保護者を対象とした、ストレス対処方法の講話やグループワークを通じた、適切な育児行動に向けた支援の実施	○	①4回3クール実施 ②5回コースの教室を2クール実施 ③5回3クール実施 ④3回4クール実施	保護者がストレス軽減方法を学び、子育ての孤独感を軽減できる機会を提供していく。	青葉区 宮城野区 太白区 泉区
37	こどもの頃からの健康づくり支援の実施【再掲】	小さく生まれた子どもの健康づくり支援及び学齢期児童を対象とした心と身体の健康づくり支援の実施	○			宮城野区
38	要保護及び準要保護世帯児童生徒に対する就学援助の実施	経済的な理由により就学困難な義務教育課程の児童生徒の保護者を対象とした、学用品費などの援助を実施	○	経済的理由により困窮する家庭に向けて、年間を通じて学用品費・給食費等の援助を行った。	経済・生活問題を原因・動機とする自殺者は一定数存在するが、昨年度は就学支援制度費の支給を通じて継続的な支援ができたと考えている。今年度も円滑な就学援助費の支給に向けて審査・支給作業を迅速に行うよう努めてまいりたい。	教育局
39	救急搬送された自殺未遂者等ハイリスク者への相談支援の実施【再掲】	自殺企図、自傷行為により救命救急センターを受診した患者を対象とした、精神科スタッフによる相談支援の実施	○			市立病院
40	子育て世帯訪問支援事業 ※令和6年度追加	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅に育児ヘルパーを派遣し、家事・育児等の支援を実施(改正児童福祉法の施行により、「育児ヘルプ家庭訪問」「養育支援訪問事業」と「子育て世帯訪問支援事業」にわかれた)	○	延3,584回、延6,928時間の訪問による家事等の支援を行った。	児童の養育について支援が必要な家庭に訪問を行った。引き続き育児ヘルパーの派遣による養育支援を行っていく。	子ども若者局 各区
41	こどものためのサードプレイス事業【再掲】 ※令和6年度追加	家庭や学校で困難を抱える小学生に対して安心して過ごせる居場所と体験の機会を提供し、こどもたちが信頼できる大人や友達と過ごしながらか、生活習慣や学習習慣を整え、将来の自立に向けて生き抜く力を身に付けられるよう支援すると共にその保護者への相談支援を行う。	○			子ども若者局
42	子ども若者SNS相談【再掲】 ※令和6年度追加	さまざまな悩みや不安を気軽に相談することができるよう、身近なコミュニケーションツールであるLINEでの相談を受け付ける。	○			子ども若者局

<学校生活に関する悩みや困りごと>

○定性的自己評価としては、全21事業のうち、◎が4.8%、○が95.2%、△が0%、×が0%、－が0%となった。

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績		評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
1	学習・生活サポート事業、中途退学未然防止等事業の実施【再掲】	中学生及び高校生のいる生活困窮世帯を対象とした、学習支援及び居場所の提供や保護者への相談支援の実施	○			健康福祉局 こども若者局
2	発達障害や知的障害のある方などを対象とした、相談支援の実施【再掲】	乳幼児期から成人期までのあらゆる世代の発達障害や知的障害などに関する相談の実施	○			健康福祉局
3	暮らしを支える総合相談の実施【再掲】	多重債務、雇用や労働、メンタルヘルスの不調など生活上の困りごとに関する相談に応じる窓口を開設し、弁護士や臨床心理士等の専門職が相談に応じ、生活上の困りごとの解決に向けたアドバイスをを行うとともに、専門職からのアドバイスの内容を踏まえ、ソーシャルワーカーが伴走型の支援の実施	○			健康福祉局
4	ヤングケアラーピアサポート・オンラインサロン事業の実施【再掲】	ヤングケアラーを対象とした、オンラインでの当事者同士での悩みを共有するサロン活動や、ヤングケアラー経験者による相談対応(ピアサポート)の実施	○			こども若者局
5	若者自立・就労支援事業の実施	就労などに不安を持つ若者を対象とした、相談対応や各種講座の実施、就労体験による自立、就労に向けた支援を実施	◎	事業開始(令和5年6月開始)からの述べ新規利用登録者数182名(令和6年度新規利用登録者数74名)。延べ3,200名に対し、相談対応や各種講座の実施等の支援を実施。	相談受付から初回面談までの対応が迅速であること、教育機関や支援機関との連携により、想定を上回る利用者となっている。継続して利用者一人ひとりに合わせた支援を行ってまいりたい。夕方夜間帯の相談・フリースペースの開設を継続して実施し、孤独や自死予防に寄与していく。	こども若者局
6	いじめ等相談支援室 S-KET運営【再掲】	法律や心理の専門家を中心とした相談窓口「いじめ等相談支援室S-KET」の運営による相談支援の実施	○			こども若者局
7	子どもや子育てに関する相談の実施【再掲】	子育ての悩みや不安、子どもや青少年自身の悩みごとに関する電話相談、メール相談、面接相談の実施	○			こども若者局
8	青少年のための居場所支援の実施	学校に行けない、日中の居場所が欲しい、という青少年を対象とした、居場所支援や就労支援の実施	○	ふれあい広場4か所(うち3か所はサテライトとして委託)を運営し、困難を抱える青少年に居場所を提供するとともに、通所者個々のニーズに応じた支援を行った(延べ通所者数6,411人)。	昨年度と同等の通所者を受け入れ、通所者個々のニーズに応じた支援を行うことができた。引き続き、通所者の主体性を重視しながら、幅広い支援を実施していく。	こども若者局
9	スクールカウンセラーによる支援	生徒指導上の諸問題の解決を図るため、児童生徒や保護者を対象としたカウンセリング、教職員への助言などを実施	○	スクールカウンセラーを全市立学校に週1日配置し、悩みや不安を抱える児童生徒や保護者へのカウンセリングを行い、必要に応じて教職員との情報共有や助言を実施した。	スクールカウンセラーの全市立学校への配置を継続するとともに、悩みや不安を抱える児童生徒や保護者へのカウンセリング、教職員への助言等を継続し、いじめ・不登校問題や生徒指導上の諸問題の解決を図る。	教育局
10	いじめに関するSNSを活用した相談窓口の設置	いじめの早期発見と問題解決を図るため、中学生の多くが利用するSNSを活用したいじめ相談窓口の開設	○	いじめ・学校生活SNS相談の対象を小学校高学年から中学3年生とし、毎週日曜日と長期休業前後の5期間、18時から21時まで相談を受付。令和6年度の相談件数は、36件であった。	いじめ・学校生活SNS相談の受付期間は、長期休業前後の5期間であったが、今後は、6期間に拡充し、より多くの相談を受けることで、いじめの早期発見と早期解決を図る。	教育局
11	スクールソーシャルワーカーによる支援の実施	教育委員会や学校に配置したスクールソーシャルワーカーによる児童生徒や保護者へ福祉的な支援の実施	○	令和6年度は、教育委員会に8名のスクールソーシャルワーカーを配置し、学校からの要請に応じて派遣するとともに、15名のスクールソーシャルワーカーを30中学校区等に配置した。令和6年度の相談件数は1,140件であった。	令和7年度は、教育委員会にはスクールソーシャルワーカーを配置せず、28名のスクールソーシャルワーカーを70中学校区等に配置し、学区の小学校も含めて、全市立学校をカバーする体制とする。	教育局
12	24時間いじめ相談専用電話の実施	児童生徒やその保護者を対象とした、いじめの早期発見と問題解決に向けた電話相談の実施	○	24時間いじめ専用電話の令和6年度の相談件数は300件で、そのうちいじめに関する相談は、107件であった。また、学校での対応が必要とされたのは64件であった。	引き続き、24時間いじめ専用電話を開設し、いじめの早期発見と早期解決を図る。	教育局
13	「いじめ対策支援員」による指導	元教員や元警察官などからなる、「いじめ対策支援員」によるいじめ事案を抱える小学校に対する巡回指導の実施	○	いじめ対策支援員を対応に苦慮する小学校へ派遣し、校内を巡回指導することで、早期発見や早期対応、未然防止につながった。	いじめの早期発見や早期対応により、深刻ないじめ被害を防止できるように事業を推進し、引き続き、いじめの防止に努めて参りたい。	教育局

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
14	いじめ不登校対応支援チームによる学校支援の実施	学校のいじめ問題や不登校に対する適切な対応や支援を確実なものにするための、各学校への巡回訪問の実施	○	主任指導主事、指導主事の2名を基本とした体制で全市立学校を訪問し、各校管理職といじめや不登校についての対応状況等を確認した。	教育局
15	児童生徒に対する適応指導事業の実施	適応指導センター児童の杜や適応指導教室のひろばで、不登校児童生徒個々の状況に応じた支援を実施	○	令和6年度は、243名の児童生徒に個別対応・小集団対応を通して個々の実情に応じた支援を行った。また、登校や通所ができない児童生徒11名に対し、当センター相談員が延べ251回の家庭訪問を実施した。	教育局
16	スクールカウンセラーの配置	生徒指導上の諸問題の解決を図るため、児童生徒や保護者を対象としたカウンセリング、教職員への助言などを実施。	○	スクールカウンセラーを、全市立学校に週1日配置し、悩みや不安を抱える児童生徒や保護者へのカウンセリングを行い、必要に応じて教職員との情報共有や助言を実施した。	教育局
17	「さわやか相談員」の配置	学校生活において児童生徒の話し相手になり、悩みや不安を気軽に相談できる「さわやか相談員」を配置。	○	小学校107校(111名)、中学校43校(47名)、計150校(158名)に、さわやか相談員を配置。児童の話し相手や遊び相手となるなど、教員とは違う第三者的な存在として支援を行った。対応件数は155,725件であった。	教育局
18	学校訪問対応相談員の配置	学校訪問対応相談員を学校に派遣し、ステーションや別室などで対応しながら個々の児童生徒の支援の実施	○	令和6年度は、8名の学校訪問対応相談員が小中学校46校を訪問し、延べ921回の校内教育支援センター支援、延べ7,125名の児童生徒を支援した。	教育局
19	救急搬送された自殺未遂者等ハイリスク者への相談支援の実施【再掲】	自殺企図、自傷行為により救命救急センターを受診した患者を対象とした、精神科スタッフによる相談支援の実施	○		市立病院
20	こどものためのサードプレイス事業【再掲】 ※令和6年度追加	家庭や学校で困難を抱える小学生に対して安心して過ごせる居場所と体験の機会を提供し、子どもたちが信頼できる大人や友達と過ごしながら、生活習慣や学習習慣を整え、将来の自立に向けて生き抜く力を身に付けられるよう支援すると共にその保護者への相談支援等を行う。	○		子ども若者局
21	子ども若者SNS相談【再掲】 ※令和6年度追加	さまざまな悩みや不安を気軽に相談することができるよう、身近なコミュニケーションツールであるLINEでの相談を受け付ける。	○		子ども若者局

<仕事に関する悩みや困りごと>

○定性的自己評価としては、全21事業のうち、◎が4.8%、○が95.2%、△が0%、×が0%、一が0%となった。

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
1	児童、高齢者、障害者に対する虐待相談の実施【再掲】	障害者虐待の予防及び早期発見、保護や自立に向けた支援などを行うための体制整備及び通報に基づく相談支援などの実施	○		健康福祉局 子ども若者局 各区
2	住居確保給付金の支給及び就労支援の実施	離職などにより、住宅を喪失した又は住宅を喪失するおそれのある方を対象とした、住宅費の支給及び就労支援の実施	○	新規申請件数：127件	健康福祉局 各区
3	女性相談の実施【再掲】	女性が抱える様々な悩みに関する電話や面接による相談の実施(必要に応じ就業自立相談や弁護士による法律相談の実施)	○		市民局
4	男性のための電話相談の実施【再掲】	生き方や働き方、性に関すること、人間関係における男性ならではの生きづらさに起因する悩みなどについて電話相談を実施	○		市民局
5	学び直しを通じたキャリア支援事業	10代の頃などに十分な学びの機会が得られなかった女性などを対象とした、学び直しを通じたキャリア支援	○	計11名がプログラムを受講(20代～30代)。パソコン操作の習得やコミュニケーション能力向上など、個々の目標に沿った個別学習を行った。	市民局

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績		評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
6	労働相談の実施	社会保険労務士による、職場や仕事上の悩み等、労働に関する様々な問題についての相談の実施	◎	労働相談窓口を開設(週1回)し、労働に関する問題を解決するための手続きや、ケースに応じた対処方法についてのアドバイスを実施した。令和6年度は106件の利用があり、前年度よりも利用数が増加した。市政だよりやホームページ等による広報を行い、市民の相談室利用を促した。	引き続き広報を行い、市民の相談室利用を促進することとしたい。	市民局
7	生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業等の実施【再掲】	ワンストップでの総合相談を行い、生活支援、就労支援などの実施、また直ちに一般就労を行うことが困難な方に対し支援を実施	○			健康福祉局
8	路上生活者等自立支援ホーム運営事業の実施【再掲】	路上生活者等に対して、宿泊場所や衣食などの提供や、生活指導や就労・住居の確保に向けた支援の実施	○			健康福祉局
9	障害者就労支援センターによる支援の実施【再掲】	雇用促進及びその職業の安定を図ることを目的とした、障害者の就労に関する各種相談援助、啓発などの総合的支援の実施	○			健康福祉局
10	仙台市いのちの支え合い事業の実施【再掲】	救急搬送などにより把握された自殺未遂者等ハイリスク者を対象とした、自殺関連行動の再発防止を目的とした、ネットワークによる個別支援の実施	○			健康福祉局
11	精神科デイケア(リワーク準備コース)による復職支援の実施【再掲】	うつ病などによる退職者を対象とした、復職に向けたリハビリテーションの実施	○			健康福祉局
12	発達障害や知的障害のある方などを対象とした、相談支援の実施【再掲】	乳幼児期から成人期までのあらゆる世代の発達障害や知的障害などに関する相談の実施	○			健康福祉局
13	暮らしを支える総合相談の実施【再掲】	多重債務、雇用や労働、メンタルヘルスの不調など生活上の困りごとに関する相談に応じる窓口を開設し、弁護士や臨床心理士等の専門職が相談に応じ、生活上の困りごとの解決に向けたアドバイスを行うとともに、専門職からのアドバイスの内容を踏まえ、ソーシャルワーカーが伴走型の支援の実施	○			健康福祉局
14	社会的養護自立支援拠点事業の実施	児童養護施設等入所児童や退所者等を必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供や相談支援等を実施	○	自立に向けた支援(就労体験、ソーシャルスキルトレーニング)、退所後児童の生活相談を実施。	自立支援は、学習会を開催する等おおむね実施できた。生活相談は各関係機関(部署)と協力しながら実施した。施設等退所後も児童との関わりを継続するため、引き続き施設入所中からの支援を行い、児童との関係づくりを進める。また、退所した児童に対し、ニーズに沿った適切な支援ができるよう関係機関との連携を強化する。そのほか、未だ事業に関する周知が十分に行き渡っていない里親委託中の児童や自立援助ホーム入所児童に対する周知方法の検討を行う。	こども若者局
15	若者自立・就労支援事業の実施【再掲】	就労などに不安を持つ若者を対象とした、相談対応や各種講座の実施、就労体験による自立、就労に向けた支援を実施	○			こども若者局
16	子どもや子育てに関する相談の実施【再掲】	子育ての悩みや不安、子どもや青少年自身の悩みごとに関する電話相談、メール相談、面接相談の実施	○			こども若者局
17	青少年のための居場所支援の実施【再掲】	学校に行けない、日中の居場所が欲しい、という青少年を対象とした、居場所支援や就労支援の実施	○			こども若者局
18	キャリアコンサルティング(個別就職相談)の実施	就職や転職、将来のキャリアなどに関する無料個別相談の実施	○	50回、延べ292名にキャリアコンサルティングを実施した。	利用者は前年度と同水準であり、利用者アンケートでも、「とても役に立った」「役に立った」の回答が約90%である。今後も継続して取り組んでいく。	経済局
19	救急搬送された自殺未遂者等ハイリスク者への相談支援の実施【再掲】	自殺企図、自傷行為により救命救急センターを受診した患者を対象とした、精神科スタッフによる相談支援の実施	○			市立病院
20	入院患者に対する治療と仕事の両立支援の実施【再掲】	市立病院の患者が治療と仕事を両立できるよう、不安や悩みへの相談や公的支援制度の紹介を実施	○			市立病院
21	こども若者SNS相談【再掲】※令和6年度追加	さまざまな悩みや不安を気軽に相談することができるよう、身近なコミュニケーションツールであるLINEでの相談を受け付ける。	○			こども若者局

<経済面に関する悩みや困りごと>

○定性的自己評価としては、全31事業のうち、◎が6.6%、○が90.3%、△が0%、×が0%、－が3.2%となった。

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績		評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
1	学習、生活サポート事業、中途退学未然防止等事業の実施【再掲】	中学生及び高校生のいる生活困窮世帯を対象とした、学習支援及び居場所の提供や保護者への相談支援の実施	○			健康福祉局 こども若者局
2	成年後見制度の利用支援の実施【再掲】	判断能力が十分でなく、サービスの利用契約や財産管理などが必要な場合で、親族などがいない方を対象とした市長による申立や後見人など報酬の助成による利用支援	○			健康福祉局 各区
3	生活保護の実施	生活に困窮する方や生活保護を受給している方を対象とした、生活全般の自立助長に係る相談などの実施	○	生活に困窮する方や生活保護を受給している方からの相談に対し随時対応した。 相談件数:延べ6,624件	相談内容を聞き取りの上、生活保護を適用するか、世帯状況に応じて必要且つ利用可能な制度について説明等し、関係機関へ案内するなどし、相談者の課題解決を図ることができた。今後も継続する。	健康福祉局 各区
4	住居確保給付金の支給及び就労支援の実施【再掲】	離職などにより、住宅を喪失した又は住宅を喪失するおそれのある方を対象とした、住宅費を支給及び就労支援の実施	○			健康福祉局 各区
5	母子健康手帳交付時における保健指導の実施【再掲】	母子健康手帳交付時の保健師、看護師等専門職による妊婦の心身状態のアセスメントと保健指導の実施	○			こども若者局 各区
6	出張型相談会「女子のためのほっとスペース」【再掲】	様々な悩みを抱える女性を対象とした、女性相談員や社会福祉士などによる相談会の実施	○			市民局
7	犯罪被害者等支援総合相談の実施	犯罪被害者やその家族の支援のため、専用電話で各種支援施策に係る情報提供や関係機関などの紹介	◎	犯罪被害者等支援総合相談窓口を設け、各種支援施策に関する情報提供や関係機関・団体の紹介を行った。なお、相談窓口に関するチラシを1万部作成し、一部は関係機関へ配布することで、周知を行った。	犯罪被害者等支援総合相談窓口の一層の周知を図りたい。	市民局
8	勤労者融資制度	勤労者の生活安定と向上を図るため、生活資金や教育資金などを融資の実施	○	勤労者融資制度についての周知啓発を図るとともに、融資を必要とする市民に対し、東北労働金庫への案内を行った。 令和6年度は282件の利用があった。	引き続き制度の周知啓発に取り組みたい。	市民局
9	消費生活相談の実施	商品やサービスの契約トラブルなどの消費生活に関する相談の実施	○	苦情相談件数:6,187件 一般相談件数:528件 (計 6,715件)	電話、面接による相談のほか、電話相談受付時間に相談が難しい消費者向けにインターネット消費生活相談を継続して実施した。今後も、国や法律の専門家等による相談員の研修や関係機関との連携を図り、高い質を保ちながら相談業務を継続していく。	市民局
10	日常生活自立支援事業の実施【再掲】	認知症や障害などにより判断能力が十分でない方を対象とした、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスなどの実施	○			健康福祉局
11	生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業等の実施【再掲】	ワンストップでの総合相談を行い、生活支援、就労支援などの実施、また直ちに一般就労を行うことが困難な方に対し支援を実施	○			健康福祉局
12	家計改善支援事業の実施【再掲】	生活困窮者や生活保護受給者のうち、家計に課題を抱える方を対象とした、家計状況の適切な把握と改善に向けた支援の実施	○			健康福祉局
13	路上生活者等自立支援ホーム運営事業の実施【再掲】	路上生活者等に対して、宿泊場所や衣食などの提供や、生活指導や就労・住居の確保に向けた支援の実施	○			健康福祉局
14	仙台いのちを支えるLINE相談の実施【再掲】	若年者を対象とした、身近なコミュニケーションツールであるSNS(LINE)を活用した、様々な困りごとに対する相談の実施	○			健康福祉局
15	仙台市のいのちの支え合い事業の実施【再掲】	救急搬送などにより把握された自殺未遂者等ハイリスク者を対象とした、自殺関連行動の再発の防止を目的とした、ネットワークによる個別支援の実施	○			健康福祉局
16	介護用品の支給の実施	介護保険で要介護4、5認定の方で、市民税非課税世帯の方を対象とした、使い捨ておむつなどを配付の実施	○	利用者数:856人 延べ利用件数:6,964件	高齢者が日常生活上の支援が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、今後も引き続き、支援を継続していく。	健康福祉局

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績		評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
17	高齢者総合相談の実施【再掲】	高齢者やその家族等を対象とした、在宅福祉サービスの利用や介護に関すること等に関する総合的な相談支援の実施	○			健康福祉局
18	暮らしを支える総合相談の実施【再掲】	多重債務、雇用や労働、メンタルヘルスの不調など生活上の困りごとに関する相談に応じる窓口を開設し、弁護士や臨床心理士等の専門職が相談に応じ、生活上の困りごとの解決に向けたアドバイスを行うとともに、専門職からのアドバイスの内容を踏まえ、ソーシャルワーカーが伴走型の支援の実施	○			健康福祉局
19	望まない妊娠等に悩む方を対象とした、SNSを活用した相談窓口の設置やその普及の検討【再掲】	妊娠期からの悩みを抱える方などに対するSNS(LINE)による相談対応や保健指導の実施	○			こども若者局
20	伴走型相談支援と応援給付金の一体的実施【再掲】	妊娠期から出産、子育て期までを支える伴走型相談支援と、出産・子育て応援給付金の支給の一体的な実施	○			こども若者局
21	社会的養護自立支援拠点事業の実施【再掲】	児童養護施設等入所児童や退所者等を必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供や相談支援等を実施	○			こども若者局
22	ひとり親家庭等生活向上支援事業の実施【再掲】	専用ホームページによる情報発信や平日夜間、土曜日も含む相談支援、居宅訪問支援、支援機関への同行支援の実施	○			こども若者局
23	子どもの居場所づくり支援の実施【再掲】	子ども食堂運営団体への経費を助成し、食事の提供を通じた居場所づくりと見守りの実施	○			こども若者局
24	子どもや子育てに関する相談の実施【再掲】	子育ての悩みや不安、子どもや青少年自身の悩みごとに関する電話相談、メール相談、面接相談の実施	○			こども若者局
25	中小企業の経営環境に関する相談の実施	中小企業の経営や創業、融資などに関する様々な相談に対応できる窓口を設置	○	中小企業の経営や創業、融資などに関する様々な相談について、年間通して、2,709件(前年度+510件)の相談を受付。	中小企業支援センターの周知・広報に努めたこともあり、前年度より相談件数の増加に繋がった。 今後も、引き続き相談件数増加に努めていきたい。	経済局
26	中小企業への金融支援の実施	働き方改革に取り組む中小企業者を融資制度の対象とすることで、当該取組を促進するもの	—	地域産業活性化融資(仙台経済成長資金)において、働き方改革に取り組む中小企業者を融資制度の対象としていたが、申し込みや融資実績には繋がらなかった。	令和6年度実績を踏まえ、今年度より左記融資制度を廃止している。	経済局
27	キャリアコンサルティング(個別就職相談)の実施【再掲】	就職や転職、将来のキャリアなどに関する無料個別相談の実施	○			経済局
28	要保護及び準要保護世帯児童生徒に対する就学援助の実施【再掲】	経済的な理由により就学困難な義務教育課程の児童生徒の保護者を対象とした、学用品費などの援助を実施	○			教育局
29	救急搬送された自殺未遂者等ハイリスク者への相談支援の実施【再掲】	自殺企図、自傷行為により救命救急センターを受診した患者を対象とした、精神科スタッフによる相談支援の実施	○			市立病院
30	こども若者SNS相談【再掲】 ※令和6年度追加	さまざまな悩みや不安を気軽に相談することができるよう、身近なコミュニケーションツールであるLINEでの相談を受け付ける。	○			こども若者局
31	親なきあと生活設計事業 ※令和6年度追加	ひきこもり状態にある子や障害のある子を介護する高齢の親を主な対象に、親が面倒をみることができなくなった後のこどもの生活について、主に経済的側面からの相談を行うもの。	◎	・ファイナンシャル・プランナーによる個別相談会【24回開催、相談件数62件】 ・ファイナンシャル・プランナーによるマネーライフプランの作成【作成件数93件】 ・ソーシャルワーカーによる相談【延べ件数1,270件】	ソーシャルワーカーへの相談件数が1,270件(対前年度比332件増)となるなど、ファイナンシャルプランナーと合わせ、ソーシャルワーカーによる生活面に関する支援の連携の必要性を確認することができた。今後も継続する。また、親なきあと生活設計のマネーライフプランの作成ができるファイナンシャルプランナーの育成等についても検討する。	健康福祉局

<犯罪被害や交際、ひきこもりに関する悩みや困りごと>

○定性的自己評価としては、全17事業のうち、◎が11.8%、○が88.2%、△が0%、×が0%、－が0%となった。

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績		評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
1	児童、高齢者、障害者に対する虐待相談の実施【再掲】	障害者虐待の予防及び早期発見、保護や自立に向けた支援などを行うための体制整備及び通報に基づく相談支援などの実施	○			健康福祉局 こども若者局 各区
2	女性支援の実施	DV被害を受けた女性などを対象とした、女性相談員による自立支援などの実施	○	各区家庭健康課、宮城総合支所にて女性相談支援員による相談対応を実施。	支援を必要とする対象者に対し、適切な支援を行うことができた。	こども若者局 各区
3	女性相談の実施【再掲】	女性が抱える様々な悩みに関する電話や面接による相談の実施(必要に応じ就業自立相談や弁護士による法律相談の実施)	○			市民局
4	女性への暴力に関する電話相談の実施	DVや性暴力の被害など、女性への暴力に関する悩みを抱えている方を対象とした、電話相談の実施	○	毎週月曜日～金曜日に通年で開設し、年間299件の相談を受けた。相談時間延長期間中は22件の利用があった。(※相談時間延長は「ストップ！DVキャンペーン」期間中の5日間)	女性への暴力に関する様々な相談に対応することで、本人の気持ちを整理し、必要に応じて適切な支援機関を紹介することができた。今後も継続して実施する。	市民局
5	男性のための電話相談の実施【再掲】	生き方や働き方、性に関すること、人間関係における男性ならではの生きづらさに起因する悩みなどについて電話相談を実施	○			市民局
6	性暴力被害者支援心理カウンセリング	性暴力被害者の心理的被害からの回復のため、被害から中長期間経過した方を対象とした、心理カウンセリングを実施	○	毎月第1・第3火曜日に実施し、7件(3名)の利用実績があった。	定期的な利用継続があったことから、当事者が心の拠り所となり、心理的回復の一助になったものと見られる。 なお、性暴力被害は、本人からは開示されにくく、各相談窓口でも、性被害が主訴となることは少ないことから、対象者が当事業に適切につながるよう、保健福祉事務所やNPO法人等、連携機関向けに事業周知や広報に取り組む必要がある。	市民局
7	出張型相談会「女子のためのほっとスペース」【再掲】	様々な悩みを抱える女性を対象とした、女性相談員や社会福祉士などによる相談会の実施	○			市民局
8	犯罪被害者等支援総合相談の実施【再掲】	犯罪被害者やその家族の支援のため、専用電話で各種支援施策に係る情報提供や関係機関などの紹介	○			市民局
9	消費生活相談の実施【再掲】	商品やサービスの契約トラブルなどの消費生活に関する相談の実施	○			市民局
10	ひきこもり地域支援センターによる支援	ひきこもり状態にある方やその家族を対象とした、訪問、面接などによる相談支援の実施	○	ひきこもり者やその家族等を対象とした相談支援を下記のとおり実施した。 ・相談【延べ1,601件(電話680件、メール70件、来所590件、訪問190件、その他71件)】 ・サロン(居場所)事業【延べ来所者数1,414名】 ・家族支援(家族教室)【56回開催、延べ参加者数491名】	ひきこもり者とその家族等について、相談等、サロン事業、家族教室を提供できている。今後も、継続して行っていく。	健康福祉局
11	ひきこもり状態にある方への居場所の提供【再掲】	ひきこもり状態にある方が、家庭外で安心して過ごすことができる居場所を提供	○			健康福祉局
12	暮らしを支える総合相談の実施【再掲】	多重債務、雇用や労働、メンタルヘルスの不調など生活上の困りごとに関する相談に応じる窓口を開設し、弁護士や臨床心理士等の専門職が相談に応じ、生活上の困りごとの解決に向けたアドバイスを行うとともに、専門職からのアドバイスの内容を踏まえ、ソーシャルワーカーが伴走型の支援の実施	○			健康福祉局
13	望まない妊娠等に悩む方を対象とした、SNSを活用した相談窓口の設置やその普及の検討【再掲】	妊娠期からの悩みを抱える方などに対するSNS(LINE)による相談対応や保健指導の実施	○			こども若者局
14	救急搬送された自殺未遂者等ハイリスク者への相談支援の実施【再掲】	自殺企図、自傷行為により救命救急センターを受診した患者を対象とした、精神科スタッフによる相談支援の実施	○			市立病院
15	親なきあと生活設計事業【再掲】 ※令和6年度追加	ひきこもり状態にある子や障害のある子を介護する高齢の親を主な対象に、親が面倒をみることができなくなった後のこどもの生活について、主に経済的側面からの相談を行うもの。	◎			健康福祉局

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
16	中高年ひきこもり者向け居場所支援事業 ※令和6年度追加	中高年ひきこもり者の社会参加を促進するため、状態に合わせた対人交流を安全に行い、集団で安心して過ごすことができる居場所プログラムを提供するもの。	○ 委託し開設91日、利用者数延べ678名(7.5人/日)	前年度と比べて、1年間にて100人近く減少したが、就労B型支援事業にステップアップされた方もおり、事業としては一定の評価はできる。今後も継続予定。周知方法については検討する。	健康福祉局
17	ひきこもり者・困難を抱える若者向けオンライン居場所事業 ※令和6年度追加	オンラインシステムを利用し、アバターを介した参加、オンラインという手法により、交流プログラムと個別相談を実施している。	◎ 委託し開設21回、延べ394人参加	令和6年度より新たにオンライン居場所事業を開始し、延べ394名の参加があり、ニーズに沿ったサービスの提供となっているものと考えられた。今後も継続する。	健康福祉局 こども若者局

②自死の要因となり得る多様な問題に対する支援職員の能力が十分に高い状態が維持されていること
○定性的自己評価としては、全29事業のうち、◎が13.8%、○が86.2%、△が0%、×が0%、－が0%となった。

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
1	相談対応業務従事職員への専門的助言の提供	相談対応業務に従事する職員を対象とした、困難ケースに対する支援力向上に向けた専門家からの助言の提供	○	①予約枠に空きがあったときを含め、区や支所職員が今後の支援方針等について指導医に助言を受ける等、機会を有効に活用している。 ②地域精神保健福祉活動の質の向上を目的に、例検討やケースレビューなどを行う地域精神保健福祉活動連絡会議を開催した(年10回、延116名参加)。	健康福祉局 各区
2	性暴力被害支援者専門研修の実施	性暴力被害者と接する可能性のある相談員などを対象とした、ジェンダーの視点を意識した専門的な被害者支援研修の実施	○	性暴力被害者支援スキルアップ講座(6月～10月、全5回)及び事例勉強会(12月、2月、全2回)を開催し、講座には29名、事例勉強会には18名参加した。	市民局
3	多重債務庁内窓口職員対象研修会の実施	多重債務の基礎的知識や対応力の向上を目的とした、市職員向け研修の実施	○	年1回実施し、27名参加した。	市民局
4	障害者差別解消に係る職員研修の実施	市職員を対象とした、障害者差別解消の推進に関する対応要領に基づく研修の実施	○	市職員向けとして新規採用職員研修(対象者数:276名)、全職員対象の書面研修、市民利用施設職員向けとして書面研修を実施した。	健康福祉局
5	自殺未遂者等ハイリスク者支援研修の実施	相談支援機関の職員を対象とした、自殺未遂者などハイリスク者を支援する際の態度や姿勢、適切な対応などについて学ぶための研修を実施	○	庁内の相談援助を担う職員に加え、暮らしを支える総合相談事業に係るネットワーク会議において、出席する関係機関及び団体に対して、研修動画(自殺未遂行動の心理的要因として、性的マイノリティや性暴力被害、虐待を取り上げた動画)の視聴を案内(関係機関17箇所、24名に通知)。	健康福祉局
6	心の健康対応力向上研修の実施	かかりつけ医等を対象とした、うつ病等の精神疾患の知識や診断に関する研修の実施	○	出席者67名(会場8名、Web59名)修了証発行者27名	健康福祉局
7	高齢男性に対応する支援機関職員向け支援ガイドブックの作成	高齢男性の利用が比較的多い相談窓口の担当職員を対象とした、高齢男性が抱えやすいリスクや相談機関の情報などを掲載した支援ガイドブックを配付	○	令和6年3月に作成したため、令和6年度は更新等なし。周知活動のみ実施。庁内37課、庁外14団体に配布。	健康福祉局
8	若年女性に対応する支援機関職員向け支援ガイドブックの作成	若年女性の利用が比較的多い相談窓口の担当職員を対象とした、若年女性が抱えやすいリスクや相談機関の情報などを掲載した支援ガイドブックを配付	○	令和6年3月に作成したため、令和6年度は更新等なし。周知活動のみ実施。庁内37課、庁外14団体に配布。	健康福祉局
9	災害後心のケア従事職員研修の実施	心のケア担当職員を対象とした、被災に関する知識や適切な対応を学ぶ研修を実施	○	各区保健福祉センター職員を対象とした災害時メンタルヘルス研修会(被災者支援の基本的な考え方や事例検討等)を実施した(年間5回、延126名)。	健康福祉局

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
10	被災者支援に携わる関係機関職員を対象とした人材育成研修の実施	被災者支援に携わる関係機関職員を対象とした、超長期にわたる健康支援やメンタルヘルス向上に取り組む人材の育成に向けた研修の実施	○ 市内関係機関職員を対象に、長期的視点で被災者支援を行うため、ノウハウの継承等をテーマとし、外部専門職講師を招聘した研修会を実施した(当日21名参加、オンデマンド配信は視聴者20名)。	被災者支援の継承をテーマに実施し、実践に基づいたノウハウを共有しあう機会としたことで、支援の原則や支援者の態度を改めて確認する機会となった。引き続き、心のケア支援のノウハウを継承し、将来起こりうる災害時の支援に備えることなどをテーマに据えた研修会を行う。	健康福祉局
11	関係機関職員向けゲートキーパー養成研修の実施	自死の危険性のある方と関わる専門職を対象に、自死に関する知識や適切な対応を学ぶための研修を実施	○ 自殺未遂者等ハイリスク者に関わる機関の職員を対象に、外部講師を招き、具体的な相談対応を学ぶための研修会を実施した(オンライン開催、参加者数241名)	リスク要因や必要な対応などを学ぶことで、関係機関職員の支援力の向上につながった。引き続き、支援力向上に向けた研修を実施する。	健康福祉局
12	アルコール、薬物問題研修の実施	地域支援者を対象とした、アルコールや薬物に関する問題の正しい理解と適切な対応について学ぶための研修を実施	○ 各区保健福祉センターや地域包括支援センターなどの職員等を対象に、依存症等に関する基礎的な知識や理解、さまざまな社会資源に関する勉強会を実施した(年10回、参加者数173名)	依存症のメカニズムや具体的な対応方法を学ぶことで、関係機関職員の支援力の向上につながった。引き続き勉強会を実施するとともに、関係機関同士で情報交換を行うなど、依存症支援に関するネットワーク強化を図る必要がある。	健康福祉局
13	教職員向け思春期問題研修の実施	思春期の子どもの関わる教職員などを対象とした、思春期精神保健についての理解を深め、対応を学ぶための研修講座の実施	○ 令和6年11月19日(火)実施 「精神科的な支援を必要としている家族と子ども」 講師:子どもと家族のメンタルクリニックやまねこ 院長 田中 哲 参加者:158名	オンライン参加としたことにより、多忙な現場の教職員や関係機関の支援者が多く参加することができ、一定の需要が確認でき、アンケート結果からは本研修に対する満足度も高かった。次年度もオンライン開催とし、思春期精神保健についての理解を深め対応を学ぶための研修講座を企画する。	健康福祉局
14	子どもの支援に取り組む団体への講演や研修への講師派遣	子どものこころのケアに取り組む民間団体や公的機関を対象とした、講演や研修への講師派遣	○ ・子どものこころのケアに関する研修会を1回(49名参加)、子どものこころの相談室(3回)、被災校への精神科医派遣(2回)を実施した。	・子どものこころのケアの基礎知識や理解は幅広く必要とされるため、支援者の支援力向上や支援体制の維持・構築の一助になったと考えられる。引き続き、講師や委員として継続的な派遣を行う。	健康福祉局
15	自死予防のための地域課題検討会の開催	地域保健福祉活動の中核を担う行政職員や支援者に呼びかけ、地域課題に合わせた地域巡回型の検討会の開催	○ ・各区保健福祉センターと自殺対策に関する支援情報や課題などを共有するための担当者会議を年1回実施した。そのほか、ハイリスク者支援に関連した各種ネットワーク会議に参加した。	・担当者会議やネットワーク会議への参加を通じて、自死に関連する悩みを有する相談機関とのネットワークづくりにつなげることができた。 ・引き続き、行政職員や地域の支援者らが抱える課題を把握し、それらに合わせた自死予防対策を展開する。	健康福祉局
16	発達障害支援に関する専門研修の実施	発達障害のある方を支援する関係機関職員などを対象とした、発達障害に関する専門的知識や援助技術についての研修の実施	○ (1)発達障害基礎講座 オンデマンド配信 ・第一部 2,881回再生 ・第二部 1,328回再生 (2)アール夏の研修会 ・オンデマンド配信(市立学校教職員対象)121校 1,114名視聴	オンデマンド形式で研修を開催するなど、参加者のニーズを踏まえた研修を実施した。	健康福祉局
17	高齢者虐待防止に関する啓発	介護サービス事業者などを対象とした、運営指導の結果などを参考に、高齢者虐待防止に係る取り組み状況などについて集団指導を実施	◎ 介護サービス事業者等に対して集団指導を実施し、高齢者虐待防止及び身体拘束廃止に関する内容を重点事項として周知した。	引き続き集団指導での周知を継続する。	健康福祉局
18	民間団体相談員向け人材育成研修実施の支援	仙台いのちの電話の電話相談を行う相談員を養成するための研修費用の助成	◎ 仙台いのちの電話相談員養成にかかる研修費用に対して助成した。	引き続き、相談員確保のため助成予定	健康福祉局
19	児童虐待防止推進員養成研修の実施	幼稚園、保育所、児童館の施設職員を対象に、児童虐待の専門知識、対応スキル習得の研修を実施	○ 令和6年12月に2回に分けて開催し、67施設、計68人が参加。児童虐待防止推進員配置率は83.2%。	ここ数年で開設した施設に未受講が多いことで既存の施設種では配置率が若干低下したものの、その他施設での受講が増加傾向にあり全体の配置率は上昇した。	子ども若者局
20	妊産婦、新生児訪問指導従事者向け研修の実施	エジンバラ産後うつ病質問票に関する講話や事例検討による、職員の相談技術の向上を目的とした研修会の実施	○ 令和6年5月27日にEPDS研修会を実施した。新生児訪問指導員・区役所職員等33名が参加した。また、各区役所・総合支所において事例検討等を行った。	新任者等が、基本的な知識と技術を学べる機会として、引き続き継続して実施していく。	子ども若者局
21	児童生徒の問題に適切に対応するための教職員研修の実施	児童、生徒理解や子供の自死のサインに対する気付きを高め、適切に対応する能力を養うための研修の実施	○ 児童生徒理解や自死予防に関する内容の研修は、46研修、実施回数144回、延べ参加人数8,300人になった。	1~5年次10、13、16、21、26年次、管理職研修において実施している。体系的に研修を実施することで、児童生徒理解の重要性や具体的な手法などの理解が深まった。	教育局

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区	
22	いじめ問題に関する内容を含んだ教職員向け各種研修の実施	新任教諭や新任校長、教頭、養護教諭、事務職員を対象とした、いじめ防止に関する基礎的な知識や、学校経営、校内協働体制など、各職種に応じた体系的な研修の実施	○	いじめ問題に関する研修は、50研修、実施回数149回、延べ参加人数8,500人になった。	教育相談課と連携し、「いじめ防止対策に係る体系図」を作成し、それに基づき体系的に研修計画を構築している。いじめ対策に関する研修を受講した教員は、勤務校での伝講を指示したが、伝講方法や伝講内容の把握については、今後、検討の余地がある。	教育局
23	教職員向け人権教育研修の実施	教職員を対象とした、性的マイノリティに対する正しい理解を深めるための研修の実施	○	教育センターと連携した人権教育に係る研修を10月と11月に実施し、人権教育資料「みとめあう心」の活用を促した。	研修では、個別の人権課題に対する教員の意識向上を図ることができた。引き続き、校内支援体制の整備について理解啓発を図っていく。	教育局
24	確かな学力の育成に向けた教員研修の実施	児童生徒の基礎的な知識、技能の習得、活用する力の育成、主体的な学習態度の形成を目指し、教員向けに提案授業の公開や授業力レベルアップ研修などの実施	◎	学力検査結果から児童生徒の課題改善に向けた、授業改善事例等を提案する確かな学力研修委員会による「授業力レベルアップ」研修を小中学校全教職員を対象に実施した。	オンラインの実施に小中学校546名の先生が参加。実施後オンデマンド配信も行っている。今後も児童生徒の課題改善に向けて実施して参りたい。	教育局
25	スクールカウンセラー向けの専門性向上研修の実施	スクールカウンセラーを対象とした、スーパーバイザーによる助言指導や、専門性向上のための各種研修の実施	○	新規スクールカウンセラー研修やスクールカウンセラー全体研修で、スーパーバイザーによる講話を実施した。また、対応が難しいと思われるケース等については、スーパーバイザーによる指導助言を実施した。	引き続き、各種研修の機会を捉えてスーパーバイザーによる講話を行うとともに、スーパーバイザーによる指導助言を行い、カウンセラーの専門性の向上を図る。	教育局
26	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携に関する教員用資料の活用	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携に関する指導資料の活用による、教員の対応力向上	○	「心理教育実践集」を作成し、全市立学校に通知した。また、学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を図るため、「学校・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー連絡票」を作成した。	「心理教育実践集」を活用した授業を実施するとともに、「学校・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー連絡票」の活用について、学校やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへの周知を図る。	教育局
27	いじめ、不登校問題に関する教員用指導資料の活用	いじめや不登校に対する理解と対応力の向上を図るため、不登校対策マニュアルなどを全教員に配布	○	校内研修で活用できるように「登校に不安や悩みを抱える児童生徒等への支援ハンドブック」デジタル版を作成した。	校内研修や、不登校支援コーディネーター研修において活用し、教員の指導力向上に寄与している。対応の向上のため、教職員用指導資料の作成を継続する。	教育局
28	いじめ対策担当教諭向け研修の実施	いじめ対策担当教諭を対象とした、いじめ問題に関する知識や具体的な対応、実践例を学ぶための研修の実施	○	年間4回実施。いじめ対策担当教諭としての役割、法律に基づいたいじめ対応などについて、全市立学校の対象教員に研修を行った。	スクールロイヤーや外部講師による専門的な研修は、教員のいじめ対応全般に対するスキル向上に寄与している。引き続き、実践事例を学ぶ研修を工夫して参りたい。	教育局
29	アルコール関連問題対応研修の実施	アルコール関連問題を抱える患者が治療を継続し回復を図れるよう、市立病院職員を対象とした、支援向上に資する研修の実施	◎	回復者の体験談の院内研修会を年2回(10月、12月)実施し、1回目は24名、2回目は26名が参加した。	年1回の実施予定のところ2回実施出来た。今後も支援者自身がアルコール関連問題に関する知識や介入スキルを獲得する機会として、院内研修会を企画し実施する。	市立病院

③自死の要因となり得る多様な問題に包括的・具体的に対応できる多機関ネットワークが構築され機能していること
○定性的自己評価としては、全34事業のうち、◎が11.8%、○が85.3%、△が0%、×が0%、－が2.9%となった。

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
1	仙台市自殺総合対策庁内連絡会議及び関係部局所管の協議会等による施策展開	庁内関係部局による自殺対策に関する情報共有、課題整理、重点対象に関わる関係部局所管の各種協議会などとの情報共有に基づく協調的な施策展開	○ 年2回書面開催を実施した。第1回では、第2期仙台市自殺対策計画における目標設定に向けての共有と各種支援機関を対象として多機関ネットワークに関するアンケート調査について、第2回では自殺対策を推進するための取組みに関する定性的評価(イメージ)の共有について行った。	年1回行い、自殺対策を推進するための取組みに関する定性的自己評価について共有することができた。令和7年度以降は定性的自己評価を実際に行い、課題等を抽出し、対策を講じる。	市民局 健康福祉局 こども若者局 経済局 各区 教育局 市立病院
2	要保護児童対策地域協議会による連携推進	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、子どもに関わる関係機関による連携推進	○ ①年1回関係機関からなる代表者会議を開催した。実務者会議については、各区及び宮総において年3回実施。ケース検討会議は、必要に応じ各区で実施。 ②児童相談所と区・宮城総合支所とのこども家庭相談援助の業務の連携についてのガイドラインを策定した。	①各機関と必要な情報の交換を行うことができ、児童虐待対応における関係機関との連携強化につながった。引き続き各区家庭健康課・宮城総合支所保健福祉課と要保護児童が所属する保育施設・学校等の教育機関との情報共有を強化する。また、各区・宮城総合支所と児童相談所との適切な連携のあり方について、協議を継続する。 ②ガイドラインを策定す過程で区・宮城総合支所と意見を重ねながら相互理解を図った。区・総合支所の所長・次長に説明を行い、区の係長会議に出席し意見交換した。	こども若者局 各区
3	児童虐待対応のための医療ネットワークの構築	拠点病院(市立病院)に配置されたコーディネーターによる、児童虐待対応のためのネットワーク構築	◎ 47件の医療機関等からの児童虐待に係る診察依頼等の相談に対応した。地域全体の児童虐待対応力の向上を目的に、計7回の講演会、研修会等を開催した。同様に、6回の講師派遣、5回の関係機関への訪問活動を行った。	種々の取組を通して、関係機関間のネットワークの充実や地域全体の児童虐待対応力の向上を図ることができた。今後も(虐待対応)の拠点病院として、関係機関とのネットワークを強化しながら、児童虐待の早期発見、早期対応に努めていく。	こども若者局 市立病院
4	宮城県犯罪被害者支援連絡協議会への参画による関係機関との連携推進	県、県警、国、支援団体などで構成する宮城県犯罪被害者支援連絡協議会への参画による各機関との連携の推進	○ 県や宮城県警察、国、支援団体等で構成する宮城県犯罪被害者支援連絡協議会への参画による各関係機関との連携の推進に取り組んだ。	さらなる連携の推進に取り組みたい。	市民局
5	犯罪被害者支援団体の活動支援の実施	犯罪被害者などの相談や直接支援などに取り組む犯罪被害者支援団体への活動支援の実施	○ 犯罪被害者等の相談や直接支援等に取り組む犯罪被害者支援団体の活動を支援した。	引き続き活動の支援に努めたい。	市民局
6	高齢者等の消費者被害防止見守り事業の実施	消費者被害防止を目的とした、高齢者や障害者と接する機会が多い関係機関で構成する連絡協議会での課題や情報の共有	○ 年1回、委員16名で構成する仙台市消費者の安全を守る連絡協議会を開催した。	地域における高齢者等の消費者被害防止のため、市内の相談の傾向や特殊詐欺の現状、各構成団体の取り組みについて情報共有した。今後も継続して、関係機関と連携しながら消費者被害に係る情報共有と啓発の推進に取り組んでいく。	市民局
7	高齢者、障害者の見守り活動のための連携推進	高齢者や障害者を対象とした、日本郵政との連携を通じた、地域での見守りを目的とした訪問活動や連携の推進	○ 平成29年3月16日から、協定を継続中。	域見守り活動の推進のため、引き続き、協定を継続する。	健康福祉局
8	ひきこもり支援のための関係機関の連携推進	ひきこもり状態にある方やその家族の状況に応じた適切な支援の提供に向け、関係機関の連携の推進	○ 年11回開催。	事例を通して、各機関の取組み等を検討することができた。令和7年度も年11回開催予定。	健康福祉局
9	震災後心のケア従事担当者会議による連携推進	東日本大震災の被災者の心のケアの課題に対応できるよう、関係機関などでの情報共有を目的とした多機関連携の推進	○ 各区保健福祉センター職員を対象とした災害時メンタルヘルス研修会を計5回実施。参加人数は、延べ126名。研修では講話の他、グループワークを実施し、積極的に情報教諭や意見交換等を行った。	今後も各区保健福祉センターの被災者支援担当者が参加する本研修会の機会を通じて、情報共有や連携を図っていく。	健康福祉局
10	仙台市自殺対策連絡協議会による関係機関の連携推進	保健、医療、教育、労働、司法、福祉などの関係機関や団体による自殺対策に関する多角的、総合的な協議を通じた連携推進	○ 年1回開催した(15名参加)。市民意識調査結果の共有と第2期仙台市自殺対策計画における目標値の設定と評価について協議した。	協議会を通し、多方面から協議することができた。令和7年度以降、年1回の協議会を行い、定性的自己評価を踏まえて、対策の評価・検討を行っていく。令和9年度に市民意識調査を再度行う。	健康福祉局

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
11	ひきこもり支援体制評価委員会、ひきこもり支援ネットワークに係るプラットフォーム	ひきこもり状態にある方のニーズに応じた様々なプログラムの提供や支援体制全体の評価、多様な団体によるネットワーク形成による連携推進	○	ひきこもり支援体制評価委員会を年2回、ひきこもり支援ネットワーク会議を年1回実施した。	健康福祉局
12	労働分野の関係機関との官民協働プラットフォームの設置	勤労者が抱えやすい悩みに対応するための、労働者支援機関や保険者等の関係機関との連携強化を目的とした、官民協働プラットフォームの設置	○	年1回開催した(14名参加)。勤労者編と若年者編について事例をととして、ネットワークの強化に向けての課題等を把握した。	健康福祉局
13	被災者支援のための地域総合支援事業による連携推進	各区保健福祉センターとの協働訪問などを通じて、被災者支援に関わる関係機関との連携の推進	◎	・各区保健福祉センター職員を対象とした災害時メンタルヘルス研修会(年間5回、延126名)や、各区保健福祉センターや総合支所との協働支援(延177件)を通じて、各区支所との関係づくりや連携強化を図った。	健康福祉局
14	複雑困難事例等支援のための地域総合支援事業による連携推進	各区保健福祉センター、各総合支所などの関係機関を対象とした、精神障害者などの支援への技術支援の実施	○	・各区保健福祉センター・各総合支所等の関係機関と協働で、対象者88名に対して、訪問241回、ケア会議への参加73回、来所相談4件、電話相談72回の支援を行った。地域精神保健福祉活動連絡会議を年10回開催した。	健康福祉局
15	アルコール問題対策連絡会議による連携推進	アルコール関連問題の予防と早期発見、依存症者の社会復帰促進を目的に、アルコール問題対策連絡会議による連携の推進	○	・市内連絡会議として、各区障害高齢課および各支所保健福祉課のアルコール問題対策担当者を参集し、依存症に関する相談状況や課題の共有を行った。 ・庁外連絡会議として、参加機関 市医師会、東北会病院奥平医師、宮城県断酒会、AA宮城地区委員、宮城県警察本部、県精神保健福祉センター、社会福祉協議会を参集し、依存症に関する相談状況や課題の共有を行った。	健康福祉局
16	自殺対策推進センターを中心とした関係機関のネットワークの構築	地域自殺対策推進センターを中心とした多機関協働支援のための関係機関ネットワークの形成	○	・主に救急搬送後の自殺未遂者等ハイリスク者支援に従事する実務者による、懇話会を1回実施した。 ・自殺未遂者が多く搬送される救急告示病院へ個別に訪問や電話での情報共有等を行い、自殺未遂者の搬送状況やその対応状況、今後の未遂者支援の必要性や課題などの意見交換を行い、関係機関とのネットワーク構築を図った。	健康福祉局
17	若年層の自死予防のための、支援機関ネットワーク会議の開催	若年者の希死念慮や自死関連行動の要因に関する情報の共有や意見交換を行う会議の開催	○	・主に救急搬送後の自殺未遂者等ハイリスク者支援に従事する実務者による、懇話会を1回実施した。 ・また、官民協働プラットフォームへの事例報告を通じて、若年者支援機関との情報共有を行った。	健康福祉局
18	在宅医療、介護連携体制の構築	高齢者の在宅生活を支えるための在宅医療、介護関係者の連携体制の充実に向けた取組みの実施	○	連携体制として、医療関係者や介護事業者と地域包括ケア連絡会を実施した。 開催回数 3回(9/3、2/5、3/24)	健康福祉局
19	企業向けの健康づくり推進の取組みの実施	せんだい健康づくり推進会議を通じた、働き盛り世代に向けた相談窓口の周知、啓発の実施	○	年3回会議を開催し、仙台市の取り組みや、団体の取り組みを紹介することで、企業向け健康づくりの啓発を行った。	健康福祉局
20	宮城労働局等の外部相談支援機関の利用促進に向けた周知	働き盛り世代を対象とした、勤務問題などに係る外部相談支援機関の利用を促すための周知啓発の実施	○	両立支援等のパンフレットを、市内各所や健康フォーラム等で配架し、周知を行った。	健康福祉局

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
21	がん予防に関する普及啓発活動の実施	企業などと連携した、がん予防に関する理解の促進やがん検診の受診率向上に向けた啓発活動の実施	◎ 企業等と連携し、がん予防の啓発やがん検診の受診率向上のため啓発マスク作成し配布(ポスター298枚、申込案内5,880枚、啓発用マスク5,230枚)。 「みんなで子育てフェスタ&健康フォーラム」(1月11日実施)への出展及びトークイベントの開催。 株式会社ボーラと「いきいき市民健康プラン」に基づくがん啓発及びがん検診受診率向上のための取組に関する協定締結(1月22日締結)	局を跨いだ事業展開ができたため◎とした。引き続き企業等と連携し、啓発活動を行う。	健康福祉局
22	自死遺族支援に関わる関係機関や団体の連携推進	自死遺族などからの相談を担っている関係機関や団体の相互の連携推進	◎ 分ちあいの会の開催等、自死遺族支援団体の活動に係る事業費に対して助成した(3団体)。	引き続き、支援事業について助成予定	健康福祉局
23	せんだい健康づくり推進会議による関係機関の連携推進	各機関の取組状況の共有のため、せんだい健康づくり推進会議の開催	○ 年3回推進会議とワーキングを開催し、第2期仙台市自殺対策計画等について周知した。	今後も本市や各団体の取り組みの情報共有の場として、今後も関連施策の周知を継続していく。	健康福祉局
24	宮城県地域両立支援推進チームへの参画による関係機関の連携推進	宮城労働局所管事業の周知や、宮城県地域両立支援推進チームへの参画	○ 両立支援等のパンフレットを、庁内各所や健康フォーラム等で配架し、周知を行った。	今後も宮城労働局の関連施策周知や連携推進等に努めていく。	健康福祉局
25	仙台市子ども・若者支援地域協議会の設置	困難を抱える子ども、若者への支援を効果的かつ円滑に行うための教育や福祉、雇用などの関係機関によるネットワークの構築	○ 6月に代表者会議を開催し、本協議会の関係機関と定めるほどんどの機関が参加した。 関係機関の連携を推進するため、1月に実務者会議を開催し、31名が参加し、各機関の支援内容の理解を深めた。 本協議会を構成する機関の情報を一覧にし、HPに掲載。子ども若者相談支援センターのリーフレットに二次元コードを掲載し、市民への周知を行った。	実務者会議の開催回数を増やして実務者同士の連携を深め、ネットワークの支援力の向上を図る。	子ども若者局
26	仙台市青少年対策関係六機関合同会議の開催	児童生徒の抱える課題解決に向けた、子ども若者局、教育局、健康福祉局内の6機関による研修会やケース検討を通じた連携の推進	○ 全体会を3回、担当者会を5回開催した。第2回全体会においては、六機関のみならず、市内小中学校へも六機関の機能に関して相談窓口一覧を作成配布し、六機関の機能周知を図った。また、担当者会において、学校との連携の在り方の検討を行った。	学校と関係機関の連携はもろんだが、機関連携による横断的な支援ができるよう、担当者会のなかで、情報交換及びテーマを設定した相互理解研修を実施することができた。また、六機関会議のリーフレットを作成し、学校と関係機関との連携体制の共有や、具体的な児童生徒への支援の在り方等について発信することができた。	子ども若者局
27	合同企業説明会などの開催	宮城労働局、宮城県などと共同で、新規学卒者を対象とした合同企業面接会などを開催	○ 県内の新規高卒予定者や、大学卒業予定者等を対象に合同企業説明会を計4回開催した。	引き続き宮城労働局、宮城県等との連携を図っていく。	経済局
28	各区障害者自立支援協議会による連携推進	各区保健福祉センターや障害福祉サービス事業所などによる障害者などの地域生活支援のための連携の推進	○ 各区ごとに運営会議、全体会、相談支援事業所等連絡会等実施した。	各会議体を運営、実施することで、区内の実情を踏まえ、各所との連携を進めるものとなった。	各区
29	児童虐待防止ネットワーク会議による連携推進	地域の関係機関と連携を深めるため、顔の見える関係づくりを強化する会議の開催	○ 年5回開催(8月～9月)。延べ123機関133名参加。	児童虐待対応について関係機関へ周知するとともに、地域の関係機関との連携を深め、顔の見える関係づくりを強化に資することができた。	宮城野区
30	スクールソーシャルワーカーによる学校と関係機関の連携	教育委員会や学校に配置したスクールソーシャルワーカーによる児童生徒や保護者へ福祉的な支援の実施	○ いじめや不登校などの背景に、虐待や保護者の養育上の課題、経済的な問題などがあるケースについて、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーが、学校や関係機関と連携し、相談対応を行った。	引き続き、スクールソーシャルワーカーが各関係機関との連絡調整役となり、児童生徒を取り巻く環境調整を実施する。	教育局
31	スクールカウンセラー連絡協議会による連携推進	学校の教育相談体制やスクールカウンセラーとの連携や効果的な支援に関する協議や報告などを行う連絡協議会による連携の推進	○ スクールカウンセラー連絡協議会を4月に実施するとともに、スクールカウンセラーグループ研修を年5回実施。学校担当者やスクールカウンセラーの連携による教育相談体制の充実やスクールカウンセラーの資質向上を図った。	引き続き、学校の担当者とスクールカウンセラーが連携を図ることで、学校の教育相談体制の充実を目指すとともに、カウンセラー同士の協議や事例検討などを行うことにより、資質の向上を目指す。	教育局

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
32	スクールカウンセラー調査研究委員会による連携推進	教員、スクールカウンセラーなどによる学校とスクールカウンセラーとの連携などの調査研究の実施	○ 教員とスクールカウンセラーに、スクールソーシャルワーカーを加えて、調査研究委員会を年4回実施した。学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが円滑に連携するための「学校・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー連絡票」を作成した。	引き続き、「心の教育」に関する適切なテーマを設定し、教員とスクールカウンセラーによる調査研究委員会を年4回実施する。	教育局
33	不登校対策検討委員会の開催	不登校対策の実績などについて、学識経験者などが専門的な視点から検討し、不登校への支援の充実を図る検討委員会の開催	△ 令和6年度実施せず。	令和6年度実施せず。	教育局
34	孤独・孤立対策（孤独・孤立対策地域協議会の実施） ※令和6年度追加	社会環境の変化により人と人とのつながりが希薄化する中で、孤独・孤立の問題がより一層顕在化したことを受け、令和6年4月に施行された「孤独・孤立対策推進法」に基づき当事者の悩みに寄り添う取り組みを行うもの。	○ 相談支援： ・個別事例の検討の場として、孤独・孤立対策地域協議会を設置した。	既に各分野で個別事例の検討も進む中、制度の狭間や地域に埋もれている当事者を抽出し、多機関で検討することが出来た。引き続き孤独・孤立対策に関する市民への啓発を進める中で、民間・NPO等多様な主体との連携を広げ「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す。	健康福祉局

④自死の要因となり得る悩みや困りごとが生じない環境が整っていること

○定性的自己評価としては、全14事業のうち、◎が0%、○が100%、△が0%、×が0%、－が0%となった。

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
1	禁煙対策の実施	禁煙希望者を対象とした、禁煙サポートの実施	○ ①禁煙を希望する方への禁煙支援（禁煙チャレンジャー）、市ホームページへの掲載、問い合わせ対応を行った。 ②各区にて希望者に禁煙サポートを実施。	引き続き、禁煙希望者への支援や情報の提供を行う。	健康福祉局 各区
2	障害のある方を対象とした、交通費の助成	障害のある方の社会参加の推進を目的とした、移動に要する費用（地下鉄・バス、タクシー、自家用車用燃料）の助成	○ 年間を通じて、下記のとおり助成を行った。 ふれあい乗車証：665,973,239円 福祉タクシー：193,590,300円 自家用自動車燃料費：177,351,000円	令和6年度は合計1,036,914,539円の助成を行い、多くの障害のある方の社会参加の促進及び福祉の増進に一定の役割を果たした。今後も取組みを通じて、障害のある方への支援を継続してまいりたい。	健康福祉局
3	在宅高齢者世帯調査の実施	行政や民生委員が高齢者世帯の基礎情報を把握するとともに、「個別支援」につなげることを目的とした調査の実施	○ 調査対象者：13,984人 調査期間：令和6年6月～12月	高齢者の一人暮らしや高齢者のみ世帯の方が増加しており、支援の必要性が高まっていることから、令和7年度も令和6年度同様の一部調査をする実施する。	健康福祉局
4	地域包括支援センターによる支援の実施	地域の高齢者支援の拠点である地域包括支援センターが、介護、福祉、医療などさまざまな面から高齢者の支援を実施	○ 各地域包括支援センターにおいて高齢者に係る総合的な相談に対応し、介護、福祉、医療などさまざまな面から高齢者の支援を実施した。	今後も引き続き関係機関等との連携を行いながら高齢者に係る相談から適切なサービス調整までを一体的に実施していく。	健康福祉局
5	地域包括支援センター機能強化事業の実施	全地域包括支援センターへの機能強化専任職員の配置による、地域の支え合い体制の充実や認知症対応強化を図るもの	○ 第2層生活支援コーディネーター配置数：53名 ・機能強化専任職員ミーティング：2回 ・各区・総合支所および市社協第1層生活支援コーディネーターとの連絡会議：6回	各種ミーティングや研修・会議の開催を通し、各生活支援コーディネーターの活動状況や地域の課題・現状について把握、情報交換を行った他、地域分析の手法や地域課題解決に向けた取組みについて全市的に質の向上を図った。	健康福祉局
6	がん患者の医療用ウィッグ購入への支援	がん治療に伴う脱毛による医療用ウィッグ購入費用の助成	○ 申請件数：316件、助成金額：6,045,000円	がん罹患した方のアピアランス（外見）の変化に対するケアを支援することが出来た。令和7年度より助成対象品目に乳房補正具を追加し、事業の拡充を図っていく。	健康福祉局
7	各種がん検診の実施	がんの早期発見、早期治療のためのがん検診及び精密検査の受診勧奨の実施	○ がん検診受診者数 胃がん：41,688人、子宮頸がん 37,333人、乳がん：35,390人、肺がん：68,291人、大腸がん： 72,999人、前立腺がん：1,029人 精検対象者への受診勧奨も継続的に行った。	電子申請のスマートフォン対応や、やさしい日本語版申込案内の作成など、がん検診の受診環境の改善を図りながら、引き続き各種がん検診を実施していく。	健康福祉局

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
8	産婦健康診査事業の実施	産後2週間、産後1か月の産婦を対象とした、健康診査に係る費用助成の実施	○ 産婦健康診査件数 延べ11,719件	産婦健康診査受診者に対し、EPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)を活用した問診を実施する他、支援を要する産婦については、適宜医療機関と区役所等が連携し、切れ目のない支援を行った。	こども若者局
9	障害のあるこども等への支援の充実	特別な支援が必要な児童(要支援児)の育成支援の充実を図るため、児童クラブでの必要な人員体制の確保	○ 児童クラブでの育成支援について、専門家(学識経験者)による助言・指導を行う巡回指導を33館で実施した。また、要支援児対応職員の加配対象となる児童を決定する支援検討会議を開催し、職員加配のための指定管理料等の加算を行った。	今後も巡回指導や要支援児対応職員加配のための指定管理料等の加算を実施し、児童館等における要支援児受入れ体制の充実を図る。	こども若者局
10	中小企業の表彰制度の実施	社会的課題解決と魅力的な職場環境づくりに関する優れた取り組みを行う中小企業への表彰の実施	○ 仙台「四方よし」企業表彰を実施。また、多様な人材を活用し持続的な成長を実現するダイバーシティ経営への意識を醸成するため、基調講演を開催した。	企業表彰等を通じて四方よしな取り組みを普及・啓発することができ、新規宣言企業の獲得に繋がった。 今後も事業を継続していく。	経済局
11	奨学金返還支援事業の実施	地元協力企業に入社した若者の、入社後3年間の奨学金返還を最大54万円の支援を実施	○ 2025年3月卒業者を対象に109人を認定した。	定員140名に満たない状況が続いており、事業の周知に加え、協力企業との更なる開拓に取り組んでいく。	経済局
12	児童生徒の心のケア(心とからだの健康調査)の実施	4月上旬に配付する「保健関係調査票」による児童生徒の心とからだの健康チェックの実施	○ 「心とからだの健康調査」を活用して児童生徒の心身のサインを早期に発見できるよう、フローチャート図を各学校に例示した。	保健関係調査票と一体化していることにより、小中9年間の継続した調査を行うことができ、経年変化にも注目して対応することが出来ている。さらに学校では児童生徒の理解に関する一助となっている。	教育局
13	仙台まもらいだーインターネット巡視	児童生徒がSNSなどで危険な犯罪被害に巻き込まれないようするため、定期的なインターネット巡視の実施	○ 令和6年度は56件の不適切な書き込みについて発見、対応を行った。希死念慮や誹謗中傷などの書き込みについて発見し、学校との連携により適切に指導を行うことができた。	令和7年度から本事業を外部委託にした。引き続き児童生徒の不適切なインターネット上の書き込みについて早期発見、対応を進める。	教育局
14	いじめ対策専任教諭、児童支援教諭の配置	いじめの未然防止や早期対応に向けた、全市立中学校、中など教育学校及び特別支援学校へのいじめ対策専任教諭、市立小学校への児童支援教諭の配置	○ 年間4回実施。いじめ対策担当教諭としての役割、法律に基づいたいじめ対応などについて、全市立学校の対象教員に研修を行った。	スクールロイヤーや外部講師による専門的な研修は、教員のいじめ対応全般に対するスキル向上に寄与している。引き続き、実践事例を学ぶ研修を工夫して参りたい。	教育局

(2) 身近なコミュニティや対人関係レベルに関連する取組み

- ①身近なコミュニティにおいて、自死の要因となり得る多様な問題に対する適切な理解が十分浸透すること
○定性的自己評価としては、全11事業のうち、◎が0%、○が100%、△が0%、×が0%、－が0%となった。

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
1	自殺予防週間や自殺対策強化月間における普及啓発活動の実施	自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせた啓発グッズ、リーフレットなどの配付やポスターなどを用いた啓発活動の実施	○ 各区、障害者支援課、健康政策課、精神保健福祉総合センターそれぞれにて普及啓発活動を実施した。	今後も継続。	健康福祉局 各区
2	精神障害者家族教室(精神障害・精神疾患に関する理解促進)の実施	精神障害・精神疾患のある方の家族を対象とした、心理教育の手法を用いた精神障害・精神疾患に対する適切な理解の促進、支援制度や相談機関の周知	○ 秋保総合支所を除く各区役所及び宮城総合支所において開催 ・計61回開催 延べ参加者数383名	令和5年度と比較して開催回数及び参加者数は増加した。新規の参加者を増やすことや、父親などこれまで参加が少なかった性別層や年代層の参加を増やすことが課題である。	健康福祉局 各区
3	認知症に関する理解促進活動の実施	講演会などによる認知症に関する適切な理解の促進や相談機関の周知	○ ・全市版ケアパスを、各区役所・総合支所、地域包括支援センター、市内の医療機関、市民センター等へ配布。また、各種市民向け講座およびイベント等において配布。合計約7,000部配布 ・令和6年9月14日に認知症の人と家族の会宮城県支部と共催にて記念講演会を開催した。来場者282人 ・認知症の本人を含めたワーキングにて「活躍する認知症本人によるメッセージ動画」を制作し、せんだいtubeに掲載した。	認知症ケアパスを関係機関やイベント等で配布し、幅広い世代の市民に向けて普及啓発を図った。 また、認知症月間における講演会や活躍する認知症の本人からのメッセージ動画の発信等を通じ、認知症や認知症の人への理解促進を図るとともに、新しい認知症観の普及啓発を図った。 次年度以降も幅広い世代に向けた普及啓発を行う。	健康福祉局 各区

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
4	介護経験者による認知症介護講座と相談会の実施	公益社団法人「認知症の人と家族の会」宮城県支部と共催で、介護経験者による講話及び相談会の開催	○ 介護の悩みを一人で抱え込まないために、介護経験者による講話および相談会を年に10回開催し、合計59人が参加した。また、各区役所・総合支所、地域包括支援センターや認知症疾患医療センター等にて、年間を通して周知啓発を行った。	引き続きチラシ等を区役所等へ設置し周知するとともに、多くの方が参加できる機会を創出するため、区役所以外の場所での開催や、参加者のニーズに合わせた講話の実施等、介護の悩みを一人で抱え込まないようする体制の強化に努めて参りたい。	健康福祉局 各区
5	ひきこもりに関する理解促進活動の実施	講演会などによるひきこもりに関する適切な理解の促進や相談機関の周知	○ 令和6年5月19日(土)実施 「ひきこもりの生きづらさを知る～自分らしく生きていくために～」 講師:おのクリニック 院長 小野 善郎 先生 参加者:135名	アンケート結果から、満足度の高さ(満足・概ね満足合わせて94%)がうかがえ、ひきこもりの対応の手がかりを得られた人が多かったことから、「ひきこもりについての正しい知識等の普及啓発」の目的は概ね達成されたと考える。次年度も、市民のひきこもりに関する理解の促進を図ることを目的に講演会を実施予定。	健康福祉局
6	企業等向けゲートキーパー養成研修の実施	企業・公的機関などに講師を派遣し、心の健康や職場におけるメンタルヘルス対策に関する研修を実施	○ ①市内企業や高等学校職員等を対象に、ゲートキーパーに関する基礎的な知識や理解に関する講話を実施した(派遣8回、延べ571名受講) ②委託し11回実施。参加者は61社219人(令和6年度より新規事業)	企業や教育機関など幅広い関係機関に対して、身近な人の不調の気づきやサポートに関する理解を広めることができた。引き続き、さまざまな機会を通して、ゲートキーパーに関する啓発を実施する。	健康福祉局
7	発達障害者の家族教室・家族サロン(発達障害に関する理解促進)の実施	発達障害のある方の家族を対象とした、ピアサポートの手法を用いた発達障害に関する適切な理解の促進、支援制度や相談機関の周知	○ 家族教室 30回実施、延べ 313名参加 家族サロン 11回実施、延べ 88名参加	家族教室等を通じて、発達障害に関する適切な理解の促進、支援制度や相談機関の周知に努めた。	健康福祉局
8	子どもの権利に関する意識啓発	新中学生の保護者へのパンフレットの配布を通じた、思春期の子どもたちの権利侵害の防止及び健全育成に関する啓発	○ パンフレット「子どもを見つめて」を10,000部作成し、市内の新中学1年生の保護者へ各学校を通じて配布した。	中学生のこどもを持つ保護者への意識啓発を通じて、思春期を迎えた子どもたちの権利侵害の防止および健全育成を図ることができた。今後は、こども本人が自分事として考えることができるよう、こども本人に向けたパンフレットの作成・配布等を実施する。	こども若者局
9	いじめに関する市民向けの広報啓発	広く市民を対象とした、いじめの定義や社会全体でいじめ防止に取り組む重要性について理解を広めるための広報啓発の実施	○ 著名人や市民からのいじめ防止応援メッセージをポータルサイトやWEB広告等で発信したほか、いじめ防止啓発リーフレット(22,000部)の作成・配布、市庁舎への懸垂幕・横断幕の掲出、公用車約700台へのマグネットシート掲示、市民向けセミナーの開催(67名参加)など、様々な媒体や手法を用いて市民に向けた広報啓発を行った。	市民一人ひとりのいじめ防止に対する理解促進や意識向上に寄与できた。引き続き、多様な媒体や手法を用いた広報啓発を実施し、社会全体で子どもたちをいじめから守る意識のさらなる醸成を図っていく。	こども若者局
10	いじめ防止「きずな」キャンペーンの実施	全市立学校における命の大切さやいじめについて考える授業を通じた、命や思いやりを大切にす心の醸成	○ 各学校において児童生徒によるいじめ防止に向けた話し合い、実践(いじめ防止きずなアクション)、スクールロイヤー監修の授業実践を行った。	児童生徒自身がいじめ防止について考えを深めることは、命を大切にす心や思いやりの心を育てる上で、きわめて重要な教育活動であるため、次年度も継続していく。	教育局
11	孤独・孤立対策(つながりサポーター養成) ※令和6年度追加	社会環境の変化により人と人とのつながりが希薄化する中で、孤独・孤立の問題がより一層顕在化したことなどを受け、令和6年4月に施行された「孤独・孤立対策推進法」に基づき当事者の悩みに寄り添う取り組みを行うもの。	○ 広報啓発: ・孤独・孤立の問題を理解して、できる範囲で身近な人に声をかける市民向けサポーター(通称:つながりサポーター)を32名養成した。	引き続き孤独・孤立対策に関する市民への啓発を進める中で、民間・NPO等多様な主体との連携を広げ「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す。	健康福祉局

②様々な悩みや困りごとを抱えた人への適切なサポートや対応を学び、身近なコミュニティにおける危機対処能力が向上すること

○定性的自己評価としては、全22事業のうち、◎が0%、○が100%、△が0%、×が0%、－が0%となった。

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
1	アディクション関連問題研修の実施	各区保健福祉センター職員を対象とした、東日本大震災の被災者などに見られるアルコールや薬物など依存関連問題への適切な対応を学ぶ研修の実施	○ 各区にて実施	各区保健福祉センター職員にとどまらず、区内包括支援センター、障害者相談支援事業所、地区社協、精神保健福祉総合センター等参加者の範囲を拡大しながらやっている。	健康福祉局 各区

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
2	精神障害者家族教室(心理教育による家族の対応力向上)の実施	精神障害・精神疾患のある方の家族を対象とした、精神障害に対する適切な知識の獲得や対応力向上を目的とした心理教育の実施	○ 秋保総合支所を除く各区役所及び宮城総合支所において開催 ・計61回開催 延べ参加者数383名	令和5年度と比較して開催回数及び参加者数は増加した。新規の参加者を増やすことや、父親などこれまで参加が少なかった性別層や年代層の参加を増やすことが課題である。	健康福祉局 各区
3	災害後メンタルヘルス研修の実施	被災者支援に関わる関係機関の職員を対象とした、災害後のメンタルヘルス支援やコミュニティづくり支援に関する研修の実施	○ ・市内関係機関職員を対象に、長期的視点で被災者支援を行うため、ノウハウの継承等をテーマとし、外部専門講師を招聘した研修会を実施した(当日21名参加、オンデマンド配信は視聴者20名)。	・被災者支援の継承をテーマに実施し、実践に基づいたノウハウを共有しあう機会としたことで、支援の原則や支援者の態度を改めて確認する機会となった。引き続き、心のケア支援のノウハウを継承し、将来起こりうる災害時の支援に備えることなどをテーマに掘った研修会を行う。	健康福祉局 各区
4	地域住民や団体向けゲートキーパー養成研修の実施	地域住民や相談員などを対象とした、悩みを抱えている方への基本的対応についての研修の実施	○ ①市内企業や高等学校職員等を対象に、ゲートキーパーに関する基礎的な知識や理解に関する講話を実施した(派遣8回、延べ571名受講) ②各区でみ介護予防運動サポーター研修や理美容衛生講習会等にて実施。	・企業や教育機関など幅広い関係機関に対して、身近な人の不調の気づきやサポートに関する理解を広めることができた。引き続き、さまざまな機会を通して、ゲートキーパーに関する啓発を実施する。	健康福祉局 各区
5	高齢者の心の健康に関する啓発活動の実施	介護予防運動サポーター養成講座を活用した、高齢者の心の健康に関する適切な理解の促進や相談窓口の周知	○ 5区1総合支所で講座を実施した。	高齢者の就労形態の変化等に伴いサポーター養成研修の参加者数は減少しているが、地域の通いの場を支えるサポーターに高齢者の心の健康について伝えていくことは重要であるため、引き続き継続していく。	健康福祉局 各区
6	認知症高齢者等の家族交流会(認知症に関する適切な対応方法の獲得支援)の実施	認知症の方の家族を対象とした、認知症に対する適切な知識や対応力向上に向けた家族交流会の実施	○ お互いの経験や悩みを語り合うことで、心の負担を軽くする取り組みとして介護家族同士の交流会を年30回開催し、合計157人が参加した。また、各区役所・総合支所、地域包括支援センターや認知症疾患医療センター等にて、年間を通して周知啓発を行った。	引き続きチラシ等を区役所等へ設置し周知するとともに、介護家族が悩みを抱え込んで孤立することがないよう、ニーズに合わせた内容等の検討を進めて参りたい。	健康福祉局 各区
7	障害理解サポーター(コロン・サポーター)養成研修の実施	障害に対する良き理解者の養成するための企業・団体・学校などを対象とした、障害のある方を講師とする研修の実施	○ ・障害理解サポーター養成研修:年44回開催、1,266人受講 内訳 ①企業・団体・学校(高校以上):39回 ②市民向け講座:2回 ③小中学校:3回 ※令和6年10月開始	・受講者アンケートでは、研修前に「差別解消法」または「仙台市差別解消条例」を知っていると答えた割合は52.8%であったが、研修後に同内容を理解できたという割合は95.0%となり、小中学校での参加児童生徒からは「社会のみんなで協力し助け合っていくことが大切」という感想があり、本研修を通じて障害に対する理解が進んだと評価できる。 ・令和7年度の開催目標46回の達成に向けて、関係各所と連携しながら周知していくとともに、「障害理解教育」の推進のため継続して小中学校で実施していく。	健康福祉局
8	精神障害者家族支援(人材育成)の実施	精神障害者の家族支援活動を牽引し支援の質を維持・向上させるための家族スタッフ育成研修の実施	○ ・ピアカウンセリング講座 3回開催 参加者計30名 ・ピアトークショー(当事者活動団体の発表及び当事者同士の交流) 参加者20名	各イベントの参加者総数は例年通りの数字であり、当事者活動団体は昨年度より増加し、現在6団体である。支援者をどのように増やすことができるか、団体が継続して活動を行えるかどうか課題であり、双方が支えあう仕組みの充実が必要になる。	健康福祉局
9	当事者活動(ピアカウンセリング)におけるリーダーの育成	ピアカウンセリング(同じ立場にある仲間同士によって行われる相互支え合い)講座を通じた、当事者活動を牽引するリーダーの育成	○ ・家族による家族学習会 5回開催 延べ参加者22名(実人数6名) ・家族による家族学習会担当者養成研修会 参加者3名 ・学びの場運営 2回開催 参加者数参加者数計17名 ・ピア家族相談員研修会 参加者5名 ・家族教室等でのグループ相談 4回開催 相談者数計28名	各イベントの参加者総数は例年通りの数字を挙げることができた。引き続き、区役所及び総合支所の家族教室に相談員の派遣を行い、関係機関への働きかけを続け、事業の周知を図る。	健康福祉局
10	精神障害者ピアカウンセリングの実施	精神障害のある方を対象とした、ピアカウンセリング(同じ立場にある仲間同士によって行われる相互支え合い)活動の実施	○ ・ピアカウンセリング講座 3回開催 参加者計30名 ・ピアトークショー(当事者活動団体の発表及び当事者同士の交流) 参加者20名	各イベントの参加者総数は例年通りの数字であり、当事者活動団体は昨年度より増加し、現在6団体である。支援者をどのように増やすことができるか、団体が継続して活動を行えるかどうか課題であり、双方が支えあう仕組みの充実が必要になる。	健康福祉局

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
11	大学生向けの自死に関する適切な理解の普及啓発の実施	高校・大学生などの若年層を対象とした、市内大学生ボランティアサークルによる自死予防に関する啓発活動の実施	○ ・ボランティアサークルメンバーとの定例検討会(年12回、延63名参加)を行ったほか、県内大学や高校、専門学校での授業を活用し、メンバーによる自死に関する基本的な理解やセルフケアに関する講話を行った(年12回、延605名受講)。 ・市内3か所の大学図書館において、自死に関する基本的な理解やセルフケアに関するパネル展示を行った。	・同じ立場にある大学生からメンタルヘルスの不調への気づきやセルフケア、相談窓口へのつながりに関する講話を行うことで、相談行動を促すための啓発ができた。今後は、SNSを活用するなどより若年者に届きやすい手法での啓発の検討を進める。	健康福祉局
12	ひきこもり者の家族教室の実施	ひきこもりの状態にある方の家族を対象とした、ひきこもりに関する適切な理解を深め、対応を学ぶための家族教室の開催	○ 3回1クール 第1回:7月2日 精神科医による講話 第2回:7月10日 心理士による講話/家族の体験談 第3回:7月18日 外部講師による講話(社会資源について) 参加者:実人数27名、延べ人数54名	参加者のうち5件から当センターの個別相談の希望があった。参加者のうち19件がすでに当センターの個別相談を利用しているが、家族教室を通して相談につながる方が多いことから、相談歴が無い、もしくは相談が途切れている家族の参加を増やせると良い。	健康福祉局
13	アルコール問題や薬物関連問題のある方の家族向け研修の実施	アルコールや薬物関連問題のある方の家族を対象とした、アルコールや薬物に関する適切な理解や対応を学ぶための研修の実施	○ 依存症の方を支える家族を対象に、家族教室(精神科医の講話や当事者の体験談)を実施した(年2回、延参加者数15名)。	・ギャンブル等依存症の方を支える家族を対象とし、様々な依存症に悩む家族への知識や回復の道筋について啓発することができた。引き続き、各区保健福祉センターと連携し、相談につながる等の対応を行う。	健康福祉局
14	アルコール・薬物関連問題を抱える家族向けのミーティングの実施	アルコールや薬物関連問題を持つ家族を対象とした、正しい理解と適切な対応を学ぶ機会として、定例ミーティングを実施	○ ・依存症の方を支える家族を対象に、家族ミーティング(家族同士の交流や体験の分かち合い)を実施した(年24回、延参加者数31名)。	・アルコールや薬物等の依存症に関する適切な理解を得たり、かかわり方を考える機会として機能している。支援が必要な家族がミーティングにつながるよう、各区保健福祉センターと連携し、周知を図る必要がある。	健康福祉局
15	アルコール・ギャンブル等依存症関連問題に携わる関係機関懇談会の実施	飲酒やギャンブルの依存症支援に携わる支援機関間での課題や情報の共有を行う懇談会の開催	○ ・宮城県依存症等対策推進会議に参加し、関係機関との情報交換を行った。	・推進会議への参加を通じて、依存症等に関連する様々な機関(警察、生活困窮者支援機関など)との支援の現状や課題の共有を行うことができた。 ・今後は、事例検討や支援情報の共有などを通じて、地域の支援機関同士のつながりをより強めていく必要がある。	健康福祉局
16	発達障害者家族教室・家族サロン(発達障害に関する適切な対応方法の獲得支援)の実施	発達障害のある方の家族を対象とした、発達障害に関する適切な知識や対応を学ぶための家族教室・家族サロンの実施	○ 家族教室 30回実施、延べ 313名参加 家族サロン 11回実施、延べ 88名参加	家族教室等を通じて、発達障害に関する適切な理解の促進、支援制度や相談機関の周知に努めた。	健康福祉局
17	認知症サポーターの養成講座の実施	企業や団体などを対象とした、認知症の方やその家族を見守る認知症サポーターを養成するための研修の実施	○ 認知症サポーター養成講座 149回 5,702名を養成。 キャラバンメイト養成講座 31名を養成。	認知症サポーター養成者数は累計11万6千人に達し、学校や児童館、企業など幅広い分野・世代の方を養成することができた。引き続き、認知症をわがごととして捉え、「認知症になっても、ともに希望を持って生きることができる」という新しい認知観を持つサポーターの養成を推進してまいりたい。	健康福祉局
18	認知症パートナー講座の開催	認知症の人の思いや希望に耳を傾け、本人のやりたいことを手助けできる人を養成する講座を開催	○ 市主催と地域開催合わせて年8回開催し、185名の認知症パートナーを養成した。今後活動するうえでの一助となるよう、認知症パートナー等情報交換会を開催した。	認知症の人の視点に立った認知症パートナーの養成を継続するとともに、活躍の場の創出について引き続き検討してまいりたい。	健康福祉局
19	児童虐待対応講演会の実施	こどもに関わる関係機関の職員などを対象とした、児童虐待防止や子どもの権利擁護についての普及啓発の実施	○ 令和6年11月26日に、児童虐待対応をテーマに児童相談所所長を講師とし開催。主任児童委員、市民、市職員の計152名が参加した。	前年度を上回る参加者となり、児童虐待防止に対する関心の高さが伺えた。講演のテーマや講師については引き続き検討していきたい。	こども若者局
20	専門学校などの教員に対する青年期メンタルヘルスに関する研修の実施	専門学校などの教員を対象とした、青年期のメンタルヘルスに関する知識や適切な対応方法についての研修の実施	○ 家庭健康課とも連携し区内専門学校教職員向けのメンタルヘルス研修会1回実施。参加:5校6名。ゲートキーパー研修の講話とともに、ロールプレイによる具体的な声掛けの仕方についての実演を行った。	参加者同士のディスカッションでは積極的な意見交換がなされた。一方、R6年度は参加者が減少傾向であったため、今後他課とも協力しながら参加者のニーズ把握に努め、テーマの修正も検討する。	青葉区 太白区

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
21	人権教育によるセクシュアル・マイノリティへの理解促進	多様性を認める心や人権意識の育成を目的とした、児童生徒に対する、多様な性に関する適切な理解の促進	○	市立学校の小学5年生(約8400名)及び中学1年生(約8350名)に人権教育資料「みとめあう心」を配付し、自分の大切さとともに他の人の大切さ・多様性を認めることについての啓発を図った。	教育局
22	若年者向けゲートキーパー養成事業 ※令和6年度追加	若年者に受け入れられやすい漫画を用いて心身の不調への気づきやサポートに関する啓発媒体(リーフレット及びクイズ付きWeb漫画)を活用し周知・啓発を図る。	○	重点対象である若年者のうち特に大学生に焦点を当て、ゲートキーパーに関する知識が学べる漫画を作成し、イベントにてチラシ配布、WEBサイトでの掲載を行った。チラシは、はたちのついでに参加者、就職を希望する学生を対象とした就職関係の催し、就職を希望する若年者が相談に来る窓口等にて約700部配布した。	健康福祉局

③身近なコミュニティのメンバー同士の支え合いや同じ悩みを抱えた者の交流や分かち合いが促進されること
○定性的自己評価としては、全32事業のうち、◎が12.5%、○が87.5%、△が0%、×が0%、一が0%となった。

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
1	精神障害者家族教室(家族の交流の場)の実施	精神障害のある方の家族を対象とした、孤立の予防や解消を図るための家族同士での悩みの共有や交流の機会の提供	○	秋保総合支所を除く各区役所及び宮城総合支所において開催 ・計61回開催 延べ参加者数383名	健康福祉局 各区
2	シニア世代向け健康づくり講座の実施	高齢者の介護予防を目的とした、各種講座の実施を通じた自主グループ育成と自主グループによる地域における通いの場の提供	○	地域の通いの場を1箇所立ち上げた。また、昨年度、一昨年度に立ち上がった地域の通いの場3箇所に対し、フォローアップ支援を延4回行った。参加者数は合計148名だった。	健康福祉局 各区
3	介護予防自主グループによる支援	高齢者の介護予防を目的とした、介護予防自主グループによる地域における通いの場の提供	○	介護予防自主グループ数 223グループ(R7.3月末)	健康福祉局 各区
4	認知症高齢者等の家族交流会の実施	認知症の方の介護家族の心理負担軽減を目的とした、家族同士による交流会の実施	○	お互いの経験や悩みを語り合うことで、心の負担を軽くする取り組みとして介護家族同士の交流会を年30回開催し、合計157人が参加した。また、各区役所・総合支所、地域包括支援センターや認知症疾患医療センター等にて、年間を通して周知啓発を行った。	健康福祉局 各区
5	被災者向けの健康教室や交流会の実施	東日本大震災の被災者を対象とした、心身の健康増進や孤立予防に向けた様々な健康教室や交流会の実施	◎	各区・総合支所において、復興公営住宅等で健康教室等の健康づくり、孤立防止にむけた取り組みを実施(226回開催、参加延2,493名)	健康福祉局 各区
6	介護予防運動サポーターの養成	高齢者の介護予防を目的とした介護予防自主グループの運営を担う、介護予防運動サポーターへの支援の実施	○	各区・総合支所において、実施している。	健康福祉局 各区
7	被災者向け介護予防、コミュニティ形成事業(運動教室)の実施	復興公営住宅の入居者などを対象とした、運動教室による新たな交流の場の提供と、生活不活発病や閉じこもりの予防支援	○	宮城野区・若林区・泉区で実施している。	健康福祉局 各区
8	女性のための自立支援の実施	困難な状況にある女性を対象とした、当事者同士のサポートグループ運営支援や、各種セミナーや講座の実施	○	離婚に悩む女性のためのミニセミナー等、自立支援事業を25回実施し、延べ205名が参加した。	市民局
9	性的少数者などのためのコミュニティスペースの設置	性的少数者のほか、多様な性のあり方に関心がある方などを対象とした、居場所支援の実施	○	・性的マイノリティの方の居場所づくり事業を4月からR7.3の間月1回設置し、市ホームページ等において広くPRを行った。 延べ参加者数:102人	市民局

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
10	民生委員児童委員による相談・援助の実施	地域で援助を必要とする方たちの生活上の相談や、福祉サービス利用のための情報提供	◎ ・地域の見回り、相談 ・各課と連携した福祉サービスの情報提供、パンフレットの配布	地域での見回りや相談、多方面での福祉サービス利用についての周知を行うことができた。引き続き地域と行政の架け橋として活動を行う。	健康福祉局
11	地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク活動の実施	高齢者や障害者などの支援を必要とする方、見守りなどの安否確認活動や買い物支援などの生活支援活動の実施	◎ 仙台市内104地区において地区社会福祉協議会が主体となり地域の見守り活動を行った。またサロン活動などによる地域の居場所作りも実施している。	地域住民主体の活動が前年度と比較し、令和6年度も継続して取り組まれている。引き続き住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていけるようサポートしていく。	健康福祉局
12	障害者差別解消関連事業の実施	障害者差別解消条例の周知及び各種ワークショップの実施による障害理解普及啓発	○ ・障害者差別解消に関する各種啓発事業や研修等の実施を通して、条例に掲げる理念の浸透・理解促進に取り組んだ。 ・改正条例の施行により義務化された民間事業者による合理的配慮の提供について、当事者アドバイザー派遣や情報保障に関する補助金の交付により周知を行った。 ・令和6年9月より障害理解ポータルサイトを開設し、障害理解の入口となる情報を発信した。	引き続き障害者差別解消関連事業の取り組みを進める。	健康福祉局
13	障害者就労促進事業による障害者の就労環境についての理解促進	障害者の就労定着への環境づくりを目的に、雇用促進セミナーや障害者雇用貢献事業者の市長表彰事業を実施	○ 障害者雇用促進セミナーを4回開催。 ・1回目：6/14、参加者55名 ・2回目：7/12、参加者56名 ・3回目：11/29、参加者98名 ・4回目（事業所見学・小規模開催）：2/25、参加者5名 障害者雇用貢献事業者として4社を市長表彰。	障害者雇用の法定雇用率が令和6年4月から引き上げられたこともあり、障害者雇用への企業の関心が高まっていたため、企業等の人事・障害者雇用担当に対して障害理解促進の内容でセミナーを開催した。 また、障害者雇用を積極的にやっている市内企業4社を障害者雇用貢献事業者として表彰し、障害者雇用の啓発に努めた。 今後も同様の取り組みを行い、障害理解の促進、啓発を図る。	健康福祉局
14	ピア相談員(ピアサポーター)の育成	精神障害者を対象とした、ピアサポート活動に関する研修や実習活動の実施	○ ・ピアサポーター実習希望者向け研修会 10名 ・ピアサポーター実習 7名(うち、1名はR5研修修了者。都合によりR5年度に実習を終了することができず、R6年度に参加)	参加者数及び研修から実習に進むことができた割合も例年通りであった。令和7年度からは宮城県でも類似のピアサポーター研修が開催されることから、当該研修とのすみわけを図りつつ、差別化を図れるような活動を行う必要がある。	健康福祉局
15	ひきこもり状態にある方の家族向けのミーティングの実施	ひきこもり者を持つ家族を対象に、正しい理解と適切な対応を学ぶ機会として、家族グループを実施	○ ・ひきこもり家族グループ 毎月第3木曜日(12回実施) 参加者：実人数11人(延べ53人) ・若者のひきこもり家族グループ 偶数月1回(年4回実施(6月は参加人数集まらず中止)) 参加者：実人数17名	家族グループでは、高齢化が進み、参加メンバーも固定化。互いに話しやすい関係性の一方で、なかなか新たな気づきや気持ちの変化が起こりにくくなっている。開催を広く周知するとともに、ひきこもり講演会や家族教室、個別相談等で対象となる年代の家族の参加を促す。	健康福祉局
16	発達障害者等の家族教室・家族サロン(家族交流の場)の実施	当事者の家族同士が集う場を提供することにより、ピアサポートや家族支援の実施	○ 家族教室 30回実施、延べ 313名参加 家族サロン 11回実施、延べ 88名参加	発達障害に関する適切な理解の促進、支援制度や相談機関の周知に努めた。	健康福祉局
17	地域支え合い活動推進のための講演会の実施	地域における様々な主体による支え合い体制づくりを推進するための市民を対象とした研修会などの開催	○ 区主催：7回、市主催：11回、勉強会を開催し、合計369名が参加した。支え合いについてテーマを絞る区もあり、地域の特性や実情に合わせた内容としている。	引き続き地域の実情に合わせた支え合い体制づくりのための勉強会を実施し、市民一人一人の意識を高め続けることができるよう努めて参りたい。	健康福祉局
18	訪問型の生活支援活動を行う住民主体の団体への支援	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、住民主体の団体などに対し、補助及び研修会などの実施	○ ・7団体に補助金を交付 ・訪問型の生活支援活動を行う団体の立ち上げ等に資する研修を開催し、34名が参加	今後とも団体への活動費の補助を行うとともに、研修会を開催するなど支援を継続し、地域における支え合い体制づくりを推進して参りたい。	健康福祉局

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
19	高齢者相互支援活動を行う地区老人クラブ連合会への支援	老人クラブによる友愛訪問活動を促進するため、仙台市老人クラブ連合会に対し、補助金を交付	○ 一人暮らし高齢者の安否確認や友愛訪問活動等を行う地区老人クラブ連合会に対し、仙台市老人クラブ連合会を通じ補助金を交付した。	高齢者相互支援推進・啓発事業対象の活動を行う老人クラブは、他の老人クラブへの普及啓発や研修を実施しており、次年度以降も活動の促進を図るため、支援を継続する。	健康福祉局
20	地域社会福祉活動を行う老人クラブへの支援	老人クラブによる地域の見守り活動や慰問活動などを促進するため、仙台市老人クラブ連合会に対し、補助金を交付	○ 地域の見守り活動や世代間交流等などの地域社会福祉活動を行っている老人クラブに対し、仙台市老人クラブ連合会を通じ補助金を交付した。	老人クラブに所属している高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かした活動は、地域の発展に不可欠であり、今後も活動を行う老人クラブに対し、活動の促進を図るため、支援を継続する。	健康福祉局
21	認知症カフェによる交流の場の提供	認知症の方やその家族を対象とした、孤立の予防や解消を図るための地域住民や専門職との交流機会の提供	○ ・令和6年度新規開設した7か所を含め総設置数は104か所となった。 ・情報交換会を実施し、地域ごと等のグループワークや好事例の紹介を通して認知症カフェ運営支援を行った。 ・認知症カフェの情報について、認知症ケアパスや仙台市ホームページ等にて周知を図った。	情報交換会では、認知症カフェが「新しい認知症観を広め、共生社会づくりの拠点である」という共有認識を広めることができた。引き続き、認知症カフェが気軽に誰もが参加できる場所として機能するよう、情報交換会の開催や周知啓発等を行ってまいりたい。	健康福祉局
22	シニア世代向け介護予防栄養講座	高齢期における栄養バランスのとれた食事作りの実践などを通じて、食生活の向上及び食の自立支援の実施	○ シニア世代向け介護予防栄養講座を26回開催し、合計386名が参加した。	地域のニーズに合わせて栄養講座を開催し、高齢期における栄養バランス・食事についての関心を高めることができた。	健康福祉局
23	ピアサポート活動支援事業	今後の生活の見通しなどに不安を抱える認知症の方に対し、認知症当事者によるピアサポート活動を実施	○ 認知症当事者を認知症カフェ等13か所へ派遣した。	認知症当事者がピアサポーターとして相談対応し、認知症の人や家族の精神的負担の軽減を図るとともに、認知症カフェに参加された市民等が認知症当事者の想いを聴くことで、新しい認知症観を広げる機会ともなった。今後も認知症の人の役割の創出にも寄与していきたい。	健康福祉局
24	自死遺族支援団体への支援	自死遺族支援団体の活動に対する助成の実施	○ 分ちあいの会の開催等、自死遺族支援団体の活動に係る事業費に対して助成した(3団体)。	引き続き、支援事業について助成予定	健康福祉局
25	中高生の居場所づくり・自主活動支援事業	のびすく泉中央4階プラザで、中高生の放課後などの居場所や、主体的な社会参加に必要な資質を養う場を提供	○ のびすく泉中央の4階プラザ(通称4プラ)において、放課後や学校休業日における家族や学校以外の居場所の提供を行った。	引き続き、自主活動を通じて、コミュニケーション能力や人的ネットワーク等、主体的な社会参加のために必要な資質を養うことのできる居場所を提供していく。	こども若者局
26	産後交流会	親の孤立を防止することを目的とした、初産婦らの交流の場の提供。また、育児知識の普及や情報提供、個別相談を実施	◎ 実施回数 12回 参加状況 親子(実/延)82/192	参加時に次回予約をとれるようにしたことで継続して参加する親子が多くなった。地区ケース等の要フォロー者のモニタリングの機会としても活用できた。また、本事業の参加を機会に支援センターの利用にも繋がりが、母子の行き場所が増え孤立防止にも繋がっている。	宮城総合支所
27	親支援グループミーティング	育児負担感や孤独感など育児の困難さを抱える親同士のグループミーティングを実施	○ 若林区、泉区、宮城総合支所にて実施。	継続していく。	若林区 泉区 宮城総合支所
28	学校支援地域本部による地域ボランティアと学校の効果的な連携推進	地域住民や地元企業の協力を得ながら学習支援や防犯巡視をはじめとする様々な学校支援を実施	○ ・本部設置校・連携校数:180校、ボランティア数(のべ):114,255人 ・読み聞かせやミシン、書写の授業補助、部活動における指導、放課後学習支援、校外学習や登下校時の安全確保のための見守り、専門性を活かした施設・設備の維持・管理、図書管理、環境整備などの学校支援を行った。	・ボランティアによる支援を受ける仕組みが整備され、児童生徒の学びが充実してきている。また、連絡協議会等を実施し、事業についての理解が深まった。 ・今後は仙台版コミュニティ・スクールとの連携・協働のための環境整備と体制づくりを進め、豊かな学びにつながる学校支援の環境の拡充を図る。	教育局

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
29	コミュニティ・スクール推進事業の実施	学校運営協議会と学校支援地域本部との連携・協働による、地域総ぐるみの教育体制の整備	○ ・コミュニティ・スクールアドバイザーによる学校訪問を全189校(151協議会)に行い、コミュニティ・スクールの現状把握や助言を行った。 ・46の学校運営協議会に参加し、研修講師や協議会運営のファシリテートを行った。 ・協議会委員の研修、協議会同士の情報交換の機会とするため、学校運営協議会長等を対象にコミュニティ・スクールに関するミーティングを7回実施した。	・コミュニティ・スクールアドバイザーの訪問や研修を通して、現状を把握するとともに各協議会の意識を高めることができた。また、研修等で事例を紹介し、委員だけでなく教職員や児童生徒など広く参加してよりよい学校づくりに向けての熟議を行う協議会が増えた。 ・今後も地域総ぐるみでの取組になるように、周知理解を図る。	教育局
30	いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」による啓発活動の実施	いじめの防止と早期発見を目的とした、家庭・地域向けパンフレットによる理解の促進	○ 市立学校児童生徒を通じて保護者へ配布した。前年度までの内容に加えて、いじめの定義について再掲載した。	大人がいじめに気付いたときや子どもがいじめを訴えたときに周囲の大人がとるべき姿勢や望ましい対応について啓発することは、適切なSOSの受信につながっている。今後も連携が図れるように引き続き、啓発活動を進めて参りたい。	教育局
31	学級生活等のアンケート調査を通じた生徒支援の実施	生徒一人一人の状況や学級集団の状態を把握するために、全市立中学生を対象にアンケート調査を実施	○ 学校適応感尺度アセスを、小学校高学年児童と中学生を対象に、年間3回実施し、教職員の児童生徒理解や学級・学校づくりに生かした。	引き続き、学校適応感謝度アセスを、小学校高学年児童と中学生を対象に、年間3回実施し、児童生徒や学級の実態を把握し、児童生徒の支援や学級・学校づくりに生かす。	教育局
32	若者社会参画型学習推進事業の実施	主体的に活躍できる人づくりを目的とした、若者を対象とした、地域活動やまちづくりに関わる機会の提供	○ 若者の地域づくり活動への参加や、様々な人々との学び合いを通して、身近な地域をより良くすることへの意識を高め、自発的・主体的に行動しようとする人づくりを推進することをねらいとし、各区中央市民センターを中心に、全5事業を展開した。	年間をとしてすべての区で実施し、のべ324名の若者が運営に携わった。 令和7年度も5区で全5事業を展開する予定。	教育局

(3) 個人レベルに関連する取組み

①人を自死に追い込む差別等の社会的な問題や自分自身のセルフケア、健康維持（精神的、身体的）に関する適切な知識の習得や理解が促されること

○定性的自己評価としては、全1事業のうち、◎が0%、○が100%、△が0%、×が0%、－が0%となった。

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
1	児童、高齢者、障害者に向けた虐待相談窓口の周知	市民全体を対象とした、ホームページやリーフレットなどによる児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待に関する各種相談機関や相談ダイヤルの周知	○ ①ラジオCMによる広報の他、秋のこともまなか月間に合わせ、リーフレットや懸垂幕等の掲示を行った。 ②市民全体を対象に、高齢者虐待防止啓発を目的としたリーフレットを作成。市内53地域包括支援センターと区役所・総合支所へ配布した。 ③ホームページへの掲載やリーフレットの配布により、事業の周知を継続した。	①効果的な周知・広報の手法について引き続き検討していきたい。 ②継続していく。 ③相談ダイヤルの周知に努めるとともに、相談があった際に速やかに対応するため、関係機関との連携の強化を図る。	健康福祉局 こども若者局
2	東日本大震災に関する相談窓口などに係る啓発活動の実施	東日本大震災に伴う心身の健康問題や生活再建に関する相談機関の周知、心身のストレスのケアに関する対応についての啓発活動の実施	○ 復興公営住宅や区役所等に対し、健康に関するリーフレットや情報誌等の配布や掲出し、年間を通して周知を行った。また、自殺予防週間等と合わせ、心の健康づくりに関するパネル展示等を行った。	相談機関・窓口を掲載した各種リーフレット等を区保健福祉センター等へ設置し、被災者の困りごとに合わせた啓発活動を進めて参りたい。	健康福祉局 各区
	人権に関する啓発活動の実施 ※令和5年度末削除	プロスポーツ組織と連携したスポーツイベントによる人権に関する適切な理解の促進と人権相談窓口の周知	△ 令和5年度で事業終了となり、今後も実施の見込み無し。		市民局
3	多様な性のあり方についての啓発活動の実施	性の多様性に関する情報について、リーフレットの配布や市ホームページを活用した理解促進や啓発活動の実施	○ 出前講座やホームページにより周知啓発を行うとともに、啓発リーフレットを学校や市民利用施設、企業等へ約16,000部送付した。	・にじいろ協働事業等によりこれまでに蓄積したノウハウを生かして効果的な啓発を行うことができた。 ・引き続き多様な性のあり方に関する理解の促進に努めていく。	市民局
4	高校・短期大学・大学などの学生へのデートDV予防啓発リーフレットの配布	高校・短期大学・大学などの学生を対象としたデートDV予防啓発リーフレットを配布しデートDVに係る啓発を実施	○ 市内48の高校・短期大学・大学等にデートDV予防啓発リーフレットを計14,590部配布した	若年層を中心とした交際相手との間で起きる暴力(デートDV)等の予防及び被害者支援、犯罪被害防止のため、暴力の被害(あるいは加害)当事者となる可能性がある学生に対し、引き続き意識啓発及び情報提供を行う。	市民局

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
5	ホームページなどを活用した相談窓口の周知	ホームページなどを活用しメンタルヘルスに関する基本的な知識や、様々な相談窓口の情報などの周知	○ ・市ホームページにおける「はあとぼー」と仙台に、仙台市こころの絆センター（仙台市自殺対策推進センター）の紹介ページを設け、各種相談窓口やゲートキーパーに関する情報提供を行った。	・市民に対して、XなどのSNSを活用し、オンライン上での情報提供を行うことで、多くの方に普及啓発を行うことができた。引き続き、さまざまな機会を捉えて、啓発活動を実施していく。	健康福祉局
6	仙台市自殺対策推進センター（仙台市こころの絆センター）のリーフレットなどによる啓発	自殺に関する電話相談窓口を周知するリーフレットを作成し、関係機関とも協力して市民に配布	○ ・相談窓口の普及として、仙台市こころの絆センターのリーフレットを作成し、市内の各交番及び駐在所（56か所）、消防署（6か所）、救急告示病院（27か所）、警察署（6か所）に送付した。また、「女子のためのほっとスペース」などの各会議や研修会、生活困りごと相談会などで配布し、関係機関や支援者、市民に対し啓発活動を行った。	・自殺未遂者等に出会うことが多い関係機関を通じて、相談窓口の周知を図ることができた。今後は、リーフレットに加え、広報誌なども活用して、相談窓口の周知を行う。	健康福祉局
7	自殺未遂当事者からのメッセージ発信による啓発活動	自殺未遂者等を対象とした、適切なセルフケアの促進を目的とした、自殺未遂者当事者による体験の共有	○ ・自殺未遂を経験した方と自殺対策推進センターが協働で、悩んでいるときの心情や回復の支えになったことなどをまとめた啓発媒体を作成し、自死の基本的な理解やセルフケアに関する講話の一部として大学生107名に配布、感想欄に記入してもらい、回収した。	・当事者からのメッセージを発信することで、若年者が相談することへのためらうことを軽減することにつながることができた。今後は、より多くの手法での啓発を行う。	健康福祉局
8	在宅医療等の理解促進	講演会やパンフレットの配布などによる在宅医療・終末期医療などの普及啓発	○ 「終末期医療を考える講演会」の実施や、「もしもの時の意思表示シート」の周知、市政出前講座の実施等により在宅医療・終末期医療等の理解促進を図った。	講演会の実施等により、在宅医療等について普及啓発を行うことができた。令和7年度も引き続き、在宅医療等の理解促進に向けた取り組みを進める。	健康福祉局
9	薬物乱用防止に関する啓発活動の実施	広く市民を対象とした、リーフレットやホームページなどの情報提供ツールによる薬物乱用に関する適切な理解の促進	○ 区民まつり等のイベントでの啓発資料の配布や市政だより掲載により薬物乱用防止の啓発活動を実施した。 ・イベント参加 9回 ・市政だより掲載 2回	市民向けの関連イベント等に参加し、幅広い市民へ薬物乱用防止について啓発を行う。また、より効果的・効率的な啓発方法について引き続き検討する。	健康福祉局
10	学生・青年期層向けの心の健康づくりや相談窓口の啓発	学生や青年期層を対象とした、心の健康に関する適切な理解促進のための健康教育の実施や相談窓口周知に関するリーフレット配布	○ 青葉区、宮城野区、太白区、泉区にて実施	継続していく	各区
11	道徳教育の充実	学校の教育活動全体を通じた命を大切にす心や思いやりの心の醸成を目的とした、道徳教育の実施	○ 教育課程ヒアリング（対象：全市立学校・園）や教育課程訪問（対象：市立幼小中92校）の際、道徳教育全体計画や年間指導計画、別業などの内容を確認し、授業の充実を図っていくよう指導助言した。	これまでの取組により、各学校の指導計画が着実に整えられている。今後も学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進について、理解啓発を図っていく。	教育局
12	「いじめ・命」に向き合う本のリスト作成・配布	中高生を対象とした、「いじめ・命」に向き合う本のリストを作成・配布	○ 「いじめ・命に向き合う本のリスト」「10代のためのこころのサプリ」を各館で配布するとともに、仙台市図書館ホームページへの掲載を年間を通して実施した。また、いじめ防止きずなキャンペーン月間に合わせて市立学校へC4thを使ってブックリストのデータを配信した。	配信やホームページ掲載等で広く周知できるよう努めた。今後、図書館ボランティアに参加している中高生、職場体験で来館した中高生等にも配布を行い、中高生と直接関わる機会を捉え、広報を実施していく。	教育局

②様々な悩みや困りごとに対応できる相談窓口に関する情報が届き、実際の活用が促されること

○定性的自己評価としては、全13事業のうち、◎が7.7%、○が92.3%、△が0%、×が0%、－が0%となった。

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
1	心の健康に関する適切な理解の促進、相談窓口の周知	ホームページやリーフレットなどの情報提供ツールを活用し、市民向けの心の健康に関する適切な理解の促進や相談窓口の周知	○ 10,000部作成し、各区役所及び総合支所に配布。また、精神科病院等の関係機関にも配布。	デジタル化が進むなかでも一定程度紙媒体に対する需要は大きいことから、しばらくは現状程度の部数でハンドブックの発行を行う。	健康福祉局 各区

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
2	自殺未遂者等ハイリスク者向けリーフレットによる啓発	自殺未遂者などハイリスク者を対象に、消防・病院などを通じて相談窓口を周知するリーフレットの配布	○ ①自殺未遂者等への相談窓口の普及として、仙台市こころの絆センターのリーフレットを作成し、市内の各交番及び駐在所(56か所)、消防署(6か所)、救急告示病院(27か所)、警察署(6か所)に送付した。 ②年間を通し実施し、延べ82人の相談を受け、必要に応じて相談機関等のパンフレットを配布した。	①自殺未遂者等に会うことが多い関係機関を通じて、相談窓口の周知を図ることができた。今後は、リーフレットに加え、広報誌なども活用して、相談窓口の周知を行う。 ②未遂で受診する患者数の約3割近くに介入している状況。今後も継続していく。	健康福祉局 市立病院
3	子育てサポートブックを活用した啓発	子育て世代を対象とした子育てに関する情報を集めた冊子による相談窓口その他各種支援情報の周知	○ 産後のことについて、マタニティブルー及び産後うつを掲載し、相談先及び対処法を示した。	子育て支援関する情報を周知した。今後も掲載を継続していく。	子ども若者局 各区
4	生理用品の配布	生理用品の配布を通じた相談機関の周知	○ 男女共同参画推進センター(エルパーク仙台、エルソーラ仙台)をはじめ、各区役所家庭健康課、各総合支所保健福祉課、市内各図書館市内子育てふれあいプラザ(のびすく)各館、他関係団体等において計8,300パック相談先リーフレットと一緒に配布を行った。	予算措置の事業のため、今後の予算の減額等によっては事業のあり方を検討する必要がある。また、配布だけではなく相談機関の周知や実際の相談へつなげるため、配布時の声掛けや掲示物等、関係配布先との連携が今後必要である。	市民局
5	SNSを活用した相談窓口の普及啓発	若年者が抱える困りごとを早めに解消し、自死抑制を図るために、YouTubeを活用した自殺対策相談窓口の広報を実施	○ 若年者向け自殺対策相談窓口の広報に関する動画(15秒)を、自殺予防週間の9月と自殺対策強化月間の3月にYouTubeで配信を行った。	令和7年度より精神保健福祉総合センターに業務移管。若年者が情報を得やすいYouTube等のSNSを活用し、若年者の困りごとに合わせて啓発活動を進めて参りたい。	健康福祉局
6	子育て情報サイト「せんだいのびすくナビ」を活用した啓発	子育て情報サイト「せんだいのびすくナビ」を活用した、相談窓口その他各種支援情報の周知	○ 年間を通して、「せんだいのびすくナビ」において、支援情報の掲載・周知を幅広く行った。	引き続き、相談窓口など各種支援情報の充実にも努めていく。	子ども若者局
7	いじめに関する相談窓口の周知	児童生徒や保護者などを対象とした、いじめに関する相談窓口の周知	○ 相談窓口リーフレット(90,000部)を作成し、児童生徒や保護者、関係機関等へ配布した。	いじめに係る相談窓口を広く周知することができた。 引き続き、リーフレットの作成・配布等により相談窓口の周知を図っていく。	子ども若者局
8	就活お役立ちポータルサイト(仙台で働きたい!)による情報の提供	若年者の就職活動を促進するため、就職活動の各種情報を提供	○ 定期的な更新を行い、地域企業の情報や仙台で働く魅力等について発信した。	引き続き就職活動に有益な各種情報の提供に努めていく。	経済局
9	セーフティネット住宅登録制度の実施	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を登録し、登録情報を専用ホームページで周知	○ 空き家・空き室にお悩みの大家さんに向けて、住宅セーフティネット住宅の登録制度を周知するチラシを関係団体の窓口に設置した。当該制度を利用し、およそ260件の申請があった。	引き続き、多くの事業者等に情報が行き届くよう幅広い機関に配布を行う。申請のあった住宅について、基準への適合可否を適切に審査したうえで登録を図る。	都市整備局
10	居住支援法人の情報提供	住宅確保要配慮者に対して、住宅情報の提供や相談などの支援を実施する居住支援法人の情報をチラシなどで紹介	○ 庁内関係部署のほか、地域包括支援センター、老人福祉センター、不動産関係団体、社会福祉協議会等の窓口にもチラシを設置し、年間約2,000部を配布した。 住宅確保要配慮者から、年間約160件の問い合わせがあり、それぞれの状況に応じた居住支援法人を案内した。	新たに登録された居住支援法人の情報を追加し、相談先の拡充を図るとともに、引き続き、多くの市民の方に情報が行き届くよう幅広い機関に配布を行う。	都市整備局
11	孤独・孤立対策(HIPによる情報発信) ※令和6年度追加	社会環境の変化により人と人とのつながりが希薄化する中で、孤独・孤立の問題がより一層顕在化したことを受け、令和6年4月に施行された「孤独・孤立対策推進法」に基づき当事者の悩みに寄り添う取り組みを行うもの。	○ 広報啓発: 市HPを改修し、孤独・孤立対策に関する情報発信を推進した。	引き続き孤独・孤立対策に関する市民への啓発を進める中で、民間・NPO等多様な主体との連携を広げ「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す。	健康福祉局
12	ひきこもり者向け情報誌「こもれび」作成及び発送事業 ※令和6年度追加	令和5年度に実施したひきこもり支援ニーズ調査に回答した世帯に対し、ひきこもり者の体験談等を掲載した情報誌を作成・発送する。	○ 年3回(5月・9月・1月)こもれびを作成。計11,724通発送した。	年3回、ひきこもり者のインタビュー記事や健康に関すること等ひきこもり者にとって有益となる情報の発信を行った。今後も年3回発行予定。	健康福祉局
13	ひきこもりポータルサイト ※令和6年度追加	当事者の体験談や対談動画、支援に関する情報等を掲載したひきこもりに関するポータルサイトを運営し、情報発信をする。	◎ 令和6年12月に開設。 令和6年12月～令和7年3月までのアクセス数8,832件。	引き続き、情報の更新等行っていく。	健康福祉局

③人を自死に追い込む社会的な問題に対する対応方法の習得や実際の対処が促されること

○定性的自己評価としては、全13事業のうち、◎が7.7%、○が92.3%、△が0%、×が0%、－が0%となった。

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
1	地区健康教育(健康問題・健康保持に関する理解促進)の実施	地域住民・団体、企業などを対象とした、自死の要因となり得る健康問題や心身の健康保持に関する適切な理解の促進	○ 各区・総合支所等において地域や地区組織、関係団体等での健康教育を実施(194回開催、参加延5,821名)	生活習慣病予防や健康づくり等について、地域に積極的に働きかけ健康教育を実施する	健康福祉局 各区
2	喫煙や薬物乱用に関する啓発	市立小中学校を対象とした、喫煙や薬物による健康への影響に関する適切な理解の促進	○ 小中学校における防煙・健康教育、啓発チラシや啓発カードの配布を実施。	引き続き、学校における防煙・健康教育や啓発物の配布を行い、適切な理解の促進に取り組む。	健康福祉局 各区
3	地区健康教育(健康問題に関する適切な対応方法の啓発)の実施	地域や地区組織、関係団体などと連携し、健康づくりなど、疾病予防を目的とした健康教育の実施	○ 各区・総合支所等において地域や地区組織、関係団体等での健康教育を実施(194回開催、参加延5,821名)	生活習慣病予防や健康づくり等について、地域に積極的に働きかけ健康教育を実施する	健康福祉局 各区
4	被災者向け介護予防、コミュニティ形成事業(閉じこもり予防に関する啓発)の実施	復興公営住宅の入居者などを対象とした、運動教室を通じた新たな交流の場の提供や生活不活発病や閉じこもりの予防支援の実施	○ 宮城野区、若林区、泉区にて実施	継続していく	健康福祉局 各区
5	思春期保健健康教育による啓発活動の実施	小中学校、高など学校にて児童生徒と保護者を対象とした、思春期からのこころとからだの健康教育の充実に向けた取組みの実施	◎ 令和6年度より、健康教育課との連携により実施する対象校を、小学校・高等学校及びPTAに拡大し実施した。各区・総合支所実施分も含め67校77回に実施し、児童生徒6,300人、大人(保護者等)220人が受講した。	前年度の実施校数を上回る結果から、学校現場における思春期保健健康教育への関心が高まっていることが伺える。今後は児童生徒のみならず保護者への啓発も盛り込み、さらなる実施校数の拡大を目指していく。	子ども若者局 各区
6	母親教室・両親教室の実施	妊産婦などを対象とした、母親教室や両親教室による育児に関する適切な知識の提供や個別相談の実施	○ ・母親教室…開催回数:70回 参加人数:(実)534名 (延)1151名 ・両親教室…開催回数:30回 参加人数:(実)614名 (延)763名 ・父親教室…開催回数:4回 参加人数:(実)42名 (延)42名	母親教室や両親教室を通して、妊娠・出産・育児への不安が軽減できた。利用希望者が多く、特に両親教室はすぐに予約が埋まってしまいう区もあるため、今後の運営方法を検討していく必要がある。	子ども若者局 各区
7	アルコール・薬物問題に関する普及啓発活動の実施	市内の高校及び少年院において、アルコール・薬物問題の講義の実施及び依存症当事者による体験談やセルフケアの啓発などを実施	○ ・児童生徒向けには、市内中学校・高校や司法機関(①仙台大志高等学校57名、②東北少年院25名、③市立加茂中学校約300名)に対して、依存症に関する基礎的知識や理解、回復に向けた相談窓口の啓発を行った。 ・若年者向けには、「はたちの集い」の出席者において、依存症啓発用ティッシュ1000個、心の健康関連のリーフレット200部を配布した。	・児童生徒を含めた若年者層に対して、直接依存症に関する講話を行うことで、予防を含めた啓発を行うことができた。 ・今後はより在学生の特徴や依存症の理解度、学校での依存に関する現状等を踏まえた内容や伝え方の工夫が必要である。	健康福祉局
8	市民医学講座の実施	市民を対象とした、様々な病気に対する基礎的な予防法や治療法、健康づくりなどについての普及啓発の実施	○ 市民医学講座を合計6回開催するとともに、講座の動画をせんだいTubeへ掲載し、市民への普及啓発を行った。	様々な病気に対する基礎的な予防法や治療法、健康づくりなどについて市民向けの啓発を行うことができた。 令和7年度以降も継続して開催する。	健康福祉局
9	障害理解授業	障害の理解や合理的配慮、困ったときお互いに助け合い解決することを学習する障害理解授業の実施	○ 実施回数:2回	障害理解授業を通じて、適切な助けの求め方を知り、自殺に至る前にSOSを出す下地作りを行うことができた。今後も学校からの要請に応じて授業を行い、障害理解の促進につなげていく。	若林区
10	命を大切にする教育の推進	全市立学校における「命を大切にする教育」を通じた、いじめ防止に関する理解の促進	○ 教育課程ヒアリング(対象:全市立学校・園)において、全幼小中学校が「命を大切にする教育」を年間指導計画に位置付けていることを確認した。	これまでの取組により、「命を大切にする教育」の意図的・継続的な実施が定着している。引き続き研修等を通して教員の「命を大切にする教育」の理解啓発を図り、実践を促していく。	教育局
11	命を大切にする授業(自死予防教育研修)の実施	子どものSOSに気づき、困りごとの解消に取り組める教職員の育成に向けた研修の実施	○ 教育センターと連携した人権教育に係る研修(10月、11月)において「仙台版命と絆プログラム～命を大切にする教育の手引～」の活用を促した。また、手引を活用した授業実践事例を収集し、小学校111校分、中学校56校分を事例集として取りまとめ、学校に周知した。	年度末の調査で、各学校で手引を活用していることを確認した。引き続き教員の「命を大切にする教育」の理解啓発を図り、実践を促していく。	教育局
12	自死予防教育に関する教職員研修の実施	自死予防教育の必要性や方向性、具体的な進め方などに関する教職員向け研修の実施	○ 夏休みに全市立学校・園189校の管理職や担当者を対象とした「命を大切にする教育研修」を実施し、各校の校内支援体制の充実を図った。	年度末の調査で、受講者が自校で研修内容の伝講を行っていることを確認した。今後も研修を実施し、教員の自死予防教育への理解啓発を図っていく。	教育局

No.	取組み	事業概要	令和6年度 評価・実績	評価の理由と 今後の取組みの方向性	局区
13	自分づくり教育の推進	全市立学校におけるたくましく生きる力の育成を通じた、将来の社会的・職業的自立に必要な態度や能力の育成	○ ・職場体験活動：市立中学校・中等教育学校全校(65校)にて3日間実施 ・職業講話：小学校100校、中学校45校で実施 ・仙台子ども体験プラザでの活動の実施：スチューデントシティ小学校120校/ファイナンスパーク中学校70校	「自分には良いところがあると思う」と回答した中学3年生の割合は、調査開始時の平成22年度と比べると20ポイント以上上昇しており、小学校から中学校へ継続的に行ってきた効果がうかがえる。今後も本教育の意義目的を地域総ぐるみで共有し推進する。	教育局